

平成26年第6回平群町議会

定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	平成26年12月16日																																														
招 集 の 場 所	平群町議会議場																																														
開 会 （ 開 議 ）	12月16日午前9時0分宣告（第2日）																																														
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1 番 井 戸 太 郎</td> <td>2 番 戎 井 政 弘</td> </tr> <tr> <td>3 番 奥 田 幸 男</td> <td>4 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>5 番 植 田 い ず み</td> <td>6 番 山 口 昌 亮</td> </tr> <tr> <td>7 番 高 幣 幸 生</td> <td>8 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>9 番 山 田 仁 樹</td> <td>10 番 下 中 一 郎</td> </tr> <tr> <td>11 番 繁 田 智 子</td> <td>12 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 井 戸 太 郎	2 番 戎 井 政 弘	3 番 奥 田 幸 男	4 番 森 田 勝	5 番 植 田 い ず み	6 番 山 口 昌 亮	7 番 高 幣 幸 生	8 番 窪 和 子	9 番 山 田 仁 樹	10 番 下 中 一 郎	11 番 繁 田 智 子	12 番 馬 本 隆 夫																																		
1 番 井 戸 太 郎	2 番 戎 井 政 弘																																														
3 番 奥 田 幸 男	4 番 森 田 勝																																														
5 番 植 田 い ず み	6 番 山 口 昌 亮																																														
7 番 高 幣 幸 生	8 番 窪 和 子																																														
9 番 山 田 仁 樹	10 番 下 中 一 郎																																														
11 番 繁 田 智 子	12 番 馬 本 隆 夫																																														
欠 席 議 員	な し																																														
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>岩 崎 万 勉</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>山 中 淳 史</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>森 井 惠 治</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>瓜 生 浩 章</td> </tr> <tr> <td>理事（政策推進課長）</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>理事（総務防災課長）</td> <td>今 村 雅 勇</td> </tr> <tr> <td>理事（都市建設課長）</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>理事（教育委員会総務課長）</td> <td>西 本 勉</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>経 堂 裕 士</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>城 光 良</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>上 田 武 司</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 長</td> <td>塚 本 敏 孝</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>経 済 建 設 課 参 事</td> <td>岡 田 守 男</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 参 事</td> <td>村 社 仁 史</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 参 事</td> <td>松 村 嘉 容</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 主 幹</td> <td>巳 波 規 秀</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 主 幹</td> <td>山 崎 孔 史</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 主 幹</td> <td>川 西 貴 通</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 主 幹</td> <td>西 岡 勝 三</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 主 幹</td> <td>中 村 九 啓</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 主 幹</td> <td>松 本 光 弘</td> </tr> </table>	町 長	岩 崎 万 勉	副 町 長	山 中 淳 史	教 育 長	森 井 惠 治	会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章	理事（政策推進課長）	大 浦 孝 夫	理事（総務防災課長）	今 村 雅 勇	理事（都市建設課長）	植 田 充 彦	理事（教育委員会総務課長）	西 本 勉	税 務 課 長	経 堂 裕 士	住 民 生 活 課 長	城 光 良	健 康 保 険 課 長	上 田 武 司	福 祉 課 長	塚 本 敏 孝	観 光 産 業 課 長	寺 口 嘉 彦	上 下 水 道 課 長	島 野 千 洋	経 済 建 設 課 参 事	岡 田 守 男	教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	村 社 仁 史	教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	松 村 嘉 容	政 策 推 進 課 主 幹	巳 波 規 秀	政 策 推 進 課 主 幹	山 崎 孔 史	総 務 防 災 課 主 幹	川 西 貴 通	税 務 課 主 幹	西 岡 勝 三	住 民 生 活 課 主 幹	中 村 九 啓	福 祉 課 主 幹	松 本 光 弘
町 長	岩 崎 万 勉																																														
副 町 長	山 中 淳 史																																														
教 育 長	森 井 惠 治																																														
会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章																																														
理事（政策推進課長）	大 浦 孝 夫																																														
理事（総務防災課長）	今 村 雅 勇																																														
理事（都市建設課長）	植 田 充 彦																																														
理事（教育委員会総務課長）	西 本 勉																																														
税 務 課 長	経 堂 裕 士																																														
住 民 生 活 課 長	城 光 良																																														
健 康 保 険 課 長	上 田 武 司																																														
福 祉 課 長	塚 本 敏 孝																																														
観 光 産 業 課 長	寺 口 嘉 彦																																														
上 下 水 道 課 長	島 野 千 洋																																														
経 済 建 設 課 参 事	岡 田 守 男																																														
教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	村 社 仁 史																																														
教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	松 村 嘉 容																																														
政 策 推 進 課 主 幹	巳 波 規 秀																																														
政 策 推 進 課 主 幹	山 崎 孔 史																																														
総 務 防 災 課 主 幹	川 西 貴 通																																														
税 務 課 主 幹	西 岡 勝 三																																														
住 民 生 活 課 主 幹	中 村 九 啓																																														
福 祉 課 主 幹	松 本 光 弘																																														

<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>都市建設課主幹 都市建設課主幹 観光産業課主幹 教育委員会総務課主幹</p>	<p>大 辻 孝 司 竹 吉 一 人 寺 口 浩 代 北 川 貴 史</p>
<p>本会議に職務の ため出席した者 の職氏名</p>	<p>議会事務局長 主 幹 主 任</p>	<p>西 脇 洋 貴 田 中 裕 美 竹 村 恵</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>	

平成26年第6回（12月）
平群町議会定例会議事日程（第2号）

平成26年12月16日（火）
午前9時開議

日程第1 一般質問

一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨
1	7 番	高幣 幸生	1 明日の町づくり・住民の声が大事です 2 町の発展への創生交付金について、どんな交付金を求めるか
2	10 番	下中 一郎	1 さらなる官学連携を 2 都市間交流の推進について
3	5 番	植田 いずみ	1 幼保連携型認定こども園について 2 就学援助制度の拡充について
4	9 番	山田 仁樹	1 町道川原路線の道路拡幅について 2 旧平群西小学校の利活用について
5	4 番	森田 勝	1 国道の迂回町道の改良を 2 町有遊休地の利活用は□ 3 エネルギーの地産・地消に取り組んでは
6	1 番	井戸 太郎	1 個人情報のセキュリティ対策を 2 新ゆめさとこども園の駐車場を増やそう 3 「平群の住民税は高くない」事実のPRを

再 開 (午前 9時00分)

○議 長

皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成26年平群町議会第6回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおり、一般質問であります。

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は10名の議員から提出されております。本日は発言順位1番から6番までといたします。順次質問を許可いたします。

発言番号1番、議席番号7番、高幣君の質問を許可いたします。高幣君。

○7 番

おはようございます。議長の御許可をいただきまして、2項目について質問させていただきます。前向きで明確な御答弁をいただきますようお願いいたします。

まず1番目、あすのまちづくり・住民の声が大事です。さて、本日の1番目の質問は、町長は住民の声をどのように受けとめているかであります。常に住民の目線でこつこつと解決することです。その一つに、役場内に町長への直通便ボックスがあります。まちの大事なことは住民の声です。直通便の現状と実態と対応について、まとめてお尋ねいたします。

直通便は、まちづくりの大きな力になります。また、議員も住民の声を代弁せねばなりません。町長も議会との対話と住民の声を大事にしたまちづくりが必要です。議会との対話と住民の声を大事にし、そんなまちづくりが必要です。さらに、住民説明会での町長と住民の質疑応答を大事にしてほしいものです。議会も協力したいと思います。私が聞いた数々の質問、いわゆる直通便と同じような形の町民の声をお尋ねいたします。

まず、①西小跡地に安い町営のデイ・介護事業の拠点を持って行ってほしいと。②平群駅前開発が進んでいますが、駅前に安い有料の時間制コイン駐車場がほしい。また、駅前のバス停は夜間が暗い。③町内で捕獲される、あるいは殺生される鳥獣動物の慰霊碑づくりを望みます。④文化祭に食文化・農文化を考え、収穫祭との一本化をしてはどうでしょうか。また、今後の6次産業化や

文化センター構想についての質問がよくございます。⑤役場前にありますが、まちかど図書館・コーナーを考えてはいかがでしょうか。⑥まちかどの小規模町有地での野菜畑に無料貸し出しをしてはいかがでしょうか。⑦住宅地周辺のイノシシや猿の出没等をどう考えているのでしょうか。⑧イオンビッグやコーナンさんが誘致される。では、その出店詳細をもう少し知りたい。⑨町内の空き家、空き地が増加し、資産の販売価格が下がっている。まちはどのように見ているのでしょうか。⑩団地、自治会内の道路交通標識や横断歩道等の明示標識がぼやけている。⑪町内各種ボランティア団体への感謝の気持ちが少ない。⑫有料ごみ袋の縦入れより横入れの袋を考えてほしい。⑬袋が薄いか硬化しているか、破れることがある。検品をしっかりとしてほしい。

ほかにもいろいろありますが、直通便やまちのホームページやフェイスブックの活用を望みたいものです。住民に対して、まちは今後どう応えるでしょうか。常にまちは住民の気持ちや心を示すべきものであります。小さいこと、大きいこと、こつこつと考え、常に住民の皆さんの声を大事にしてほしいものです。中には職員の知恵で簡単にできるものがあります。昨今、町長の動きにやっとな変化が見えます。今後も平群のためのトップセールスを期待します。この質問について、簡単にまとめて先ほど述べましたが、①から⑬について、政策推進課より簡単、明確に答弁をお願いいたします。今後、その回答によって詰めていきたいと、かように考えております。

また、地方創生と言われる時代です。住民の声をこれから重視して、平群を創生する声がまちの再生の大きな力となります。町長選も近づいてまいりました。町長の今後の方針を答えてもらいたいものです。

二つ目の質問は、まちの発展への創生交付金について、どんな交付金を求めるのかです。衆議院選挙も終了です。既に、まち・ひと・しごと創生法は衆議院の解散前に可決されております。国政では、人口減少の克服に向け地方の活性化を進めると言われております。今後、この地方創生の推進政策が進むでしょう。この政策では、平成27年度に地方自治体が自由に使える地方創生交付金の創設です。9月議会で質問しましたが、地方創生の政策について、町長はどのように政策づくりに向かっているのでしょうか。

奈良県サミットでも、若年女性の減少と地方からの大都市圏への若者流出の2点が人口減少の大きな課題と指摘されました。また、少子化問題も述べられ、人口の急減を回避し、将来の安定人口の死守が求められています。本町もこの課題を回避しなければなりません。女性の活性化による子育て支援の強化が図られないかと考えます。先にも述べましたが、人口問題は本町も平成17年以降の人口減少が続き、今や1万8,808人です。5次総で推定されている1

万8,000人にますます近づいています。人口の環境改善を図らねば、人口問題は改善できないのではないのでしょうか。10月の自然増はマイナス1、社会増もマイナス3名です。これは住基台帳ベースです。他の市町村では庁舎内に関係プロジェクトを結成されていると聞きます。9月議会では私は一般質問いたしました。9月議会では私は一般質問いたしましたが、まちのプロジェクトはどうなっているのでしょうか。

地方自治体の創生を考え、県や全国知事会ではこの課題を理解し、新交付金を強く要望されています。この創生交付金の狙いは、国が目指す待機児童の解消や子どもの育成支援や若者流出防止につながる施策に充てる地域活性化資金です。使途が自由な創生交付金と聞きます。本町もこのような交付金を使える施策を基本として、国や県の考え方を聴取して、27年度予算に向かい今から細かく政策を見直して、住民に応えられる創生の調整を期待いたします。まだまだ税収不足で財政不安のまちです。町長のご所見をお尋ねいたします。

以上2点の質問に対して、前向きな町長の考え方について具体的なご意見ををお願いをしたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、1点目の高幣君の御質問でございます。

あすのまちづくりという部分の御質問をいただいております。少し答弁整理の観点から、かなり多岐にわたりました。一般質問をいただいておりますので、2点、逆に理事者のほうから確認の意味も含めまして、ちょっと反問させていただきたい件がございますが、よろしいでしょうか。

○議長

高幣君。

○7番

はい、結構です。

○政策推進課長

すみません。まず1点なんですけども、かなり13点にわたりました。多岐にわたっての照査、質問をいただいております。それぞれ所掌事務につきまして、全て当政策推進課のほうで答弁ということで御質問いただいているわけですが、それぞれの所掌事務につきましては、全て私どもの担当の所掌事務ではないということも御承知いただいているかと思うんですが、その部分について、なぜ一括で答弁をということで御指示賜っているのかという部分で、その点をまず1点御確認をさせていただきたいということと、あともう1点、あくまで一般質問の場でございますので、答弁につきましてはやっぱり正確なもの

ということが求められているのかなというふうに思っております。ついては、それぞれ所掌事務につきましては、担当課長がきょうも出席しておりますので、それぞれ担当課長のほうより御答弁申し上げますという形でよろしいでしょうか。

以上2点です。

○議長

はい、高幣君。

○7番

基本的にはですね、住民さんの声は、これはある意味で町に対して質問をされている、その中で質問というものもいろいろ考えてみます。例えば直通便ボックスの話でも、やはり陳情型もあれば、それから苦情型もあればというふうに、いろんなパターンがあるわけです。それについては町長が御みずから多分質問者に対して御回答なされていると思うんです。これはそれぞれ聞いておりません、一つ一つはね。そういうことをまとめてこんだけありましたとも言えないと思います。そういう意味で私は、政策推進課ですか、にまとめて言っていたほうが、時間的な面も考えて、また、あえて申し上げますけれども、余りそれに対する突っ込み的な質問をする必要性はないと考えておりましたので、政策推進課でまとめていただきたいかなと、こういうふうに思ったわけです。そういう意味で、きょう、そちらの方で、各所掌、担当課ですか、そこから答弁させるとおっしゃるのであれば、それはそれで結構です。ただ、時間的な問題もありますので、できれば私は1行か2行程度、1行、2行というても文字数によりますけれども、どの程度になるか知りませんが、短い簡単な答えで結構でありますと、こういうことで今回申し上げますので、御理解をお願いいたします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、政策推進課に係ります所掌事務につきまして、今回御質問いただいている部分から何点か私のほうで御答弁申し上げたいというふうに考えております。

まず1点目、いま申し上げていただいた町長への直通便という部分でございます。これにつきましては、平成19年当時ぐらいからというふうに理解しておりますが、ちょうど住民様が一番よく来られる窓口カウンターのところこういう直通便の用紙を置かせていただいて、住民の方からの御意見を直接聞かせていただくツールということで設置をさせていただいております。基本的

には町民の皆様の御意見を直接町長に伝えるものでございます。平成26年の11月までの件数ということでございますが、現在6件の意見をいただいておりますというところでございます。

この直通便の内容等につきましては、まさに言葉のとおり直通便ということでございますので、それぞれ住民の方の御意見という部分を含めて、秘匿性や匿名性の高いもの、また個人情報に類するものも内容があると思われておりますので、町長が直接目を通していただくということになっております。また、個々の内容につきましては、なかなかそういうふうな情報でございますので申し上げることもできませんが、日々我々が町長のほうから業務の指示を受ける事項について、この直通便の内容がそれぞれ反映しておるものというふうに理解をしておるところでございます。

次に、かなり詳細にわたりまして13点ですか、御質問いただいている部分でございますが、まず私どもの政策推進課のほうの所掌ということで、まず1点目の西小学校の跡地に介護施設をとという御質問でございます。今回の西小学校の跡地利用につきましては、社会福祉施設への転用というのは可能というふうに考えておりますが、現実的に町内に複数の事業者がございまして、その辺の採算性というのも含めて、町がなかなか事業に直接参入するという必要性というものは希薄ではないかというふうに考えておるところでございます。

次に、6点目でございますが、町有地で野菜畑を貸し出したらどうだという御意見でございました。町の事業といたしまして、現在貸し農園事業もやっております。現在その事業については有料という形でやっておりますので、その辺の整合性も踏まえて、町有地とはいえ、なかなか無料での貸し出しというのはちょっと困難なのかなというふうな考えでございます。

続いて、11点目の御質問の中で、町内へのボランティア団体への感謝という部分でございますが、町内のボランティア団体さんはさまざまな活動に取り組んでいただいております、町内全体の、町行政全体の支援をいただいているというふうに認識をしております。また、そういう意味から、このボランティア団体さんについては大変日々の活動に対しまして感謝申し上げているということについては、この場をおかりして申し上げておきたいというふうに考えております。

私ども政策推進課の所掌事務につきましては以上でございます。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

1番目の西小跡地に安い町営のデイ・介護事業の拠点をということでござい

ます。介護保険については福祉課が所管しておりますのでお答えをさせていただきます。

市町村の介護保険事業所開設、運営できるかということでは、できるというふうにまずお答えをさせていただきます。次に、安いデイ・介護事業所という点でございますが、介護サービス利用料は、個々の介護度、サービス内容、時間によって法で決まっております。同じ方が日本全国同一のサービスを同時間受けられれば同額というふうになっております。町営事業所だからとしても民間事業所より安いということではできませんので、御理解を願いたいというふうに思います。

○議長

はい、都市建設課参事。

○都市建設課参事

それでは、2点目の平群駅の関連についてお答えをさせていただきます。

平群駅は平群町の玄関口として、また交通のハブ駅として位置づけられております。そういう関係から申しますと、駐車場や駐輪場という施設は必要であるというふうに考えています。現在、駅前に3カ所の月決め駐車場が経営されております。これら全て、地権者の土地利用の意向に委ねているというのが現状でございます。御意見にあります安いコインパーキングにつきましても、地権者の意向というものがございまして、もう少し周辺の土地利用及び事業進捗を見守ってまいりたいというふうに考えてございます。

2つ目の駅前のバス停が暗いということでございます。以前に暫定的に駅前広場に照明を設置した経緯がございます。駅前広場につきましても、平成27年度築造をめどに現在作業が進められておりますので、もう少し事業進捗を見きわめながら検討してまいりたいと考えてます。

以上です。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、観光産業課が所掌する事務に関する御質問についてお答えさせていただきます。

まず、3点目の慰霊碑づくりということですが、現時点では慰霊碑を建立するといった考えは持ち合わせてないということで御理解いただきたいと思います。

続きまして、文化祭と収穫祭との一本化についてのお尋ねです。こちらの収穫祭は農業関係者、農業関係団体等の実行委員会形式により運営しているところ

ろですので、事務局間の調整も踏まえて実行委員会内で検討していただきたいというふうに考えるところです。

6次産業化につきましては、町の重点施策として位置づけられている事業でございまして、今後もこれは取り組みを進めてまいりたいと。

7点目のイノシシの出没についてですけれども、イノシシの駆除・防除は今後も継続して取り組んでいく。さらに、つきましては、比較的捕獲のほうが困難なので、現時点では住民へのホームページ等で注意喚起、また通学児童等への注意喚起ということで、教育委員会または福祉課等へ情報を提供して対応しているといったところでございます。

以上です。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

4点目の文化祭と収穫祭の一体化及び新文化センターの構想に関する御質問に、教育委員会のほうからお答えさせていただきます。

文化祭と収穫祭の一体化につきましては、先ほど観光産業課長が申しあげましたとおり、教育委員会のほうとしましても、両事務局間での調整・協議の上で、諮った上で、文化祭の実行委員会のほうにも検討してまいりたいというふうに思っています。

それからまた、新文化センターの構想につきましては、耐震性の不安や施設全般の老朽化が著しい中央公民館の建てかえと、文化・教育の香りが漂うまちづくりを願う住民ニーズが非常に高い新図書館の設置、これを平群駅前整備事業と連動させて、真に地域住民に依拠した文化施設の建設を目指して、ことし10月には庁内にプロジェクトチームを立ち上げております。このプロジェクトチームにつきましては、文化・教育面に加え財政面や農業を含めた産業振興面等々、いわゆるまちづくりの総合的視野に立った協議メンバーで構成しております。その中で、ソフト、ハードの両面から建築場所や建築の建物の規模、全体の工程等について現在検討してまいっております。今後とも地域ぐるみで、利用者が安全、安心、快適に利用できる文化センター、図書館づくりを目指していきたいと考えております。

○議長

はい、教育委員会総務課村社参事。

○教育委員会総務課参事（村社仁史）

それでは、5点目のまちかど図書館・コーナーの意見について回答させていただきます。

町内で身近なところに図書資料の受け渡しができる図書コーナーの設置は、住民サービスとして有効な手段であると理解しているところです。ただ、人的関与や費用を伴うものでもありますので、いま進めかけております新施設の建設計画推進とあわせまして検討したいというふうに考えております。

○議長

はい、都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、都市建設課のほうの事務のほうを私から答弁させていただきます。

8点目でございます。イオンビッグ、コーナンの出店詳細という御質問でございます。現時点での情報でございますけれども、イオンビッグにつきましては、直営のスーパー部分、それとテナントとして銀行のATMですね、それとクリーニング店が入居されるというふうに聞いております。コーナンでございますが、これは2棟建築される予定ということになっておりまして、一つの本体部分の建物についてはホームセンターでございます。それと、もう1棟についてはテナントを募集されるということでございますけれども、内容については未定であるというふうに聞いておるところでございます。

続きまして9点目、町内の空き家、空き地が増加し、資産の販売価格が下がっている要因はという御質問でございます。販売価格の下落につきましてはさまざまな要因が考えられますが、一つとしましては、立地条件や交通の利便性の悪さによる取引需要の少なさに要因があるものというふうに聞いておるところでございます。

以上です。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

住民生活課から、10点目の団地、自治会内の道路標識や横断歩道の明示標識がぼやけてる点でございますが、道路標識や横断歩道などの標示明示のぼやけについては、改善として状況を確認し設置したい、警察あるいは事業主体のほうに働きかけをしてまいりたいと考えております。

次に、12点目でございます。有料ゴミ袋の縦入れより横入れの袋も考えてほしいということでございます。住民からの意見をお聞きする中で、必要であれば検討はしていきたいなというふうに考えております。

それから、13点目の袋が薄いか硬化し、破れることがある、検品もしっかりとということでございます。これまでも袋の破損、傷で2件ほどの苦情をいただいております。新しいものと交換して対応しておりますが、

製造過程でのものと思われるので、製造業者に対しまして品質管理を徹底するよう申し添えているところでございます。

以上です。

○議 長

高幣君。

○7 番

いろいろと13点にわたって、これは本当に私の質問というよりも住民さんのお声なんですよね。そこを十分まず理解していただきたいということをあえて申し上げます。それでまた、この13個ありましたら、いろいろと見ていきますと、自分が書いて自分が見るのもおかしいですけど、簡単にできるものもあると思います。そういう意味では、私が今回こういう質問をさせていただきましたのは、住民のお声っていうのはどんなのがあるか、どんなふうなレベルと言ったら失礼ですけれども、どういう形でそんなものが出てくるか、この辺、さっき直通便の町長のボックスの件、御回答もいただきましたが、何か6件というふうに聞いたんですが、6件しかなかったのでしょうか、19年度からね。その辺もちょっと少ないなあという実感を持ってるわけなんです。そういう意味で、私が町長に申し上げておきたいのは、住民の声っていうものは非常に大事なんです。簡単にできるもの、もう別に予算も要らない、何も要らない、町職員さんのお知恵で解決できるものもいっぱいあると思います。そういう意味で、今回13点にわたって御質問させていただきましたのは、これ本当に住民さんがおっしゃってる声ですから、その辺を十分重視してやっていただきたい、かように思います。特にその中には提案型のものがあったり、問い合わせ型もあったり、苦情型もあったり、いろんなパターンがあると思いますので、こういうところをよく見ながらやっていってほしい。また、そんなことが町民さんの個々の話題になっているということも十分認識していただきたい。そういう角度で今回あえて、あえて13項目、皆さん方から見たら、えらい細かいことばかり言うとなんとお思いかもしれませんが、これが本当の声だということをも十分認識をいただきたいと思います。

そこで、一つ一つに反論とか、あるいは申し上げることが少ないので、簡単にちょっと私が感じたことを申し上げます。

西小跡地の件で、確かにそういうデイサービスとか、そういうふうな介護関係の事業をとというのはね、一つの方法やと思います。でも、私が感じたことは、この問題で、西小の跡地の利用については、これ単純に私が考えただけですが、大人の学校、老人と言ったら失礼ですから、大人の学校をつくるのも一つの方法じゃないかなと思います。いま、体力的な問題とかいろんなことがあると思

います。認知症も増えてきてるかもしれません。そういうときに昔を思い出す。そのためには、黒板を見て、黒板で字を書いてみる、あるいは黒板に何か描いてみようとか、そういうふうな形で黒板を利用した学校もそういう高齢者方の活力の増進になるのではないかなと。単純に言えば、算数をやってみるのも、そろばんをやってみるのもいいんじゃないかと。チョークを見たら、あ、と思って字を書く人もいるかもしれません。そんなふうな考え方で、私はそういう大人の学校づくりも一つではないかなと、かように考えております。

それから、西小に、いまコミバス問題がいろいろ言われております。コミバスも利用っていうことも増えてくるんじゃないかなと、こういう観点で見ることができると思うんです。そういう意味で、やっぱり活用の仕方っていろいろあると思いますので、ひとつこれも声として認識をしていただきたいと、かように思います。

それから、2番目に言いました駅前の話。確かに皆さん方が御存じのとおり、一つ一つ解決していくにはこれも一つの考え方だと思います。私はこれも必要じゃないかなと思っております。そういう意味で、駅前の開発については難しい問題が種々あると思いますが、ひとつ頑張っていたきたいと思っております。

それから、慰霊碑の話をちょっとしました。やっぱり我々は長い間いろんな生活の中で、こういう鳥獣、イノシシや猿とか、あるいは何かによって一緒に生きてきておりますので、やっぱりこれも大事な問題じゃないかなと、かように思っております。

それから、文化祭、収穫祭の件ですが、これもやっぱりまちの人の声です。一緒にやったらどうかなと、もっとたくさん人が来るんじゃないだろうかなと、いろんなことをお考えになります。やはりこれをやるには、私は文化センターがいまの状態、いわゆる公民館の状態では難しいだろうなと思いつつお話を聞いているわけです。そういう意味で、文化センター構想もできるだけ早目早目に、皆さん方のお声を大事にした、そういうものをお願いしたいと思っております。また、現実問題、教育委員会も御存じのとおり、いまの公民館の舞台、ステージではもう壊れちゃって、さあどうなんののかなというふうに皆さん方が注意されている現状ですから、こういうことについてもやはり一つ一つ住民さんのお声を大事にしてもらいたいなと。

それから、イオンビッグやらコーナンさんの話もそうです。まちの話題では、どこのお店が来るんだろうな、どこの何かが来るのかなとか、いろんなことをお考えになってまちの話題になっているわけですから、これも十分に御承知おき願いたいと思っております。

というふうに、私が申し上げた13個、何もこれに一つ一つ答えをちょうだ

いという意味じゃないんです。こんな声がありますよということを御紹介いたしておりますので、十分皆さん方、町職員の皆さん方も一緒になって頭を寄せ合って考えて、できるものやっつけていこうと、こういう観点でよろしく願いしたいと思います。特に予算が必要ならば、来年度予算がもう間近でございますから、そういう来年度予算に対しての考え方を進めていただくと、こういう意味で今回の質問でございますので、一つずつについて細かい質問は控えさせていただきますので、よろしく今後お願いをしたいと思っております。

以上でございます、この件は。

○議長

はい、政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、高幣議員２点目に御通告いただいております御質問でございます。国の新地方創生交付金の関連でございます。お答え申し上げます。

地方創生推進に向けた国の動きにつきましては、９月議会以降、国でも法整備がされたところでございます。１１月２８日にまち・ひと・しごと創生法案が公布をされました。この法案の目的は、少子・高齢化の進展に伴う人口減少に歯どめをかけるとともに東京一極の人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたっての活力ある日本を維持していくというふうな目的のための法案ということで理解をしておるところでございます。この法案に関連いたしまして、国が地方自治体の判断で柔軟に使える交付金の創設を検討する考えを表明しているところでございます。この新交付金については、地方みずからが政策目標を設定して厳格な効果検証を行うとともに、やる気のある地方の提案を競い合ってもらおうということを前提に必要な支援策を検討すると明記をされておるところでございます。

また、この法案では、市町村は国及び県が定めるまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、市町村の実情に応じたこの総合戦略に関する施策を基本的な計画として、いわゆる市町村版の創生総合戦略を定めるように努めなければならないというふうに明記をされておるところでございます。この総合戦略の基本視点については、まさに平群町で平成２５年、昨年策定いたしました第５次総合計画の人口減少、また地方の活性化、いわゆる平群町の活性化、豊かな暮らしを実現していくというふうな施策、また人口減少に伴う直面する地域の課題ということで、さまざまな取り組みを実践していくというふうな計画と符合するところでございます。これらの視点につきましては、いま申し上げました総合計画、特に具体の事例を申し上げますと、既に実施をしておりますが、定住促進交付金の実施、また幼保一体化施設の建設、子ども医療費の助

成などに加えて、企業誘致や第6次産業の推進など、現在の戦略を今後どのように展開していくのか、そのための一つの国の支援の施策であろうというふうに考えておるところでございます。

こういった新交付金の具体的な仕組みにつきましては、まだちょっと国政のほうも流動的な動きもございます時期でございますので、詳細につきましてはまだまだ示されておらないところでございますが、基本的には地方自治体の判断で柔軟に使える交付金とされておりますので、今後、このまち・ひと・しごと創生交付金の動向に注目・注視をいたしまして、総合計画に掲げたさまざまな町の施策とマッチングさせることを目的に、その財源確保に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議 長

高幣君。

○7 番

ありがとうございます。今の答弁で私は結構だと思います、内容的にはですね。ただ、申し上げたいのは、地方の経済の活性化っていうこの創生交付金は、いかに平群町がこれからのまちの活性化に向けて利用するかということにポイントがあるわけですから、いまの大浦課長のお話で私は納得がいきますが、最近報道とかいろんなもので、まち・ひと・しごと創生法案というものができ上がってから、これが最終的に特別国会を終えて、次の会議で、国会で、参議院で成立すると思いますので、情報収集をお願いをしてほしいということだと思います。最近の新聞なんかを読んでおりますと、具体的には先ほどありましたけれども、商業圏の移転問題、これは地方移転っていうことになって法人税を優遇しようとか、いろんなことが考えられている。具体的には、いま東京、それから名古屋、大阪の都市圏から本社機能が移転するということによって、こういう創生交付金等を活用した動きをやろうという動きになっていると思います。

また、皆さん方御存じのとおり、今週日曜日で選挙が終わりました。おかげさまで私が支援する党は、大きくとは言いませぬけれども現状維持を守りながら、そして政府与党として、これから何かを前向きに進んでいくんじゃないかなと思っております。特に奈良2区でも現状維持で守られたわけですから、町長としてもそういう結果を見ながら前向きな、財政不安のあるまちだというふうにおっしゃるわけですから、どんどんと国と県と交渉していただき、そしてまた、最近ローカルアベノミクスと言われているわけですから、この私たちのローカルな平群がいかに進展するか、これをやっていただきたいと考えており

ます。

その中で人口問題の話をちょっとさせていただきますと、さっきも申しあげましたけれども、5次総では1万8,000人をベースと言っているんですが、もう既に1万8,000人は間近に来ていると、この実態をよく考えていただかないといけないんじゃないかと思います。5次総のつくりかえはできません。やはり5次総で1万8,000と言われているわけですから、それをどう守っていくか、人口誘致のできるまちづくり、これを進めていかないと、私たちはだんだんだんだん先細りの平群町になっていくんじゃないかなと思っております。企業誘致にしても、あるいは観光客誘致にしても、魅力のあるまちをつくらなければやっていけないんじゃないかと、こんなふうに考えています。だから、やるべきことは何だろうかというのを町長自身がこれから考えながら、斬新なアイデアをつくって、そして活性化をしよう、にぎわいのあるまちをつくろうと、地域をつくるんだと、この考えが非常に大事じゃないかと思いますので、ぜひとも、この5次総における考え方をますます発展させるためには、今回のまち・ひと・しごと法案をやはりうまく利用していくという考えで、議会とか、あるいは住民の皆さんと、先ほども申しあげましたが、小さなことからこつこつとやっていただく、そんなまちづくりをお願いしたいと思います。特に町長自身がそういう点に十分な気持ちを込めてやっていただかないといけないんじゃないかなと思いますので、そういう意味で、町長自身のこの辺の考え方についての再答弁をお願いしたいと思います。

○議 長

はい、政策推進課長。

○政策推進課長

再質問にお答えをさせていただきます。

いま高幣君のほうからございました平群町のまちづくりという部分での御提案、御意見でございます。本当に目指すところっていうのは町の行政と同じ方向性を見ていただいて、いろいろご指摘を賜ってるということで、大変感謝しております。第5次総合計画におきましても、いかに人口をつくっていくのか、いまの平群町の人口減少にどのように歯どめをかけていくのかっていうことで、かなり具体的な施策にまで踏み込んだ形での施策提言というのはさせていただいておりますが、なかなか実践しがたい部分、また、いろいろ財政上の問題等も含めましてございます。なかなか平群町、厳しい財政状況の中で、どういった事業を取捨選択をしながらやっていくのか、どのようなまちづくりをしていくのか、まだまだ前途多難な部分もございますが、ただこのまま座して待っておるといふような行政もできませんので、先ほど申しあげましたさまざま

な施策を融合する中で、一定魅力ある平群をつくっていくというふうな自覚を持ちながら取り組んでまいりたい。非常にざっくりとした御答弁になったかというふうに思いますが、そういう部分で今後のまちづくりについて取り組んでいきたいというふうなことで御答弁とさせていただきます。

○議 長

高幣君。

○7 番

はい、ありがとうございます。いずれにしろ私が申し上げたいのは、常に、前回は申し上げましたけれども、町長自身が住民目線で、先ほどもずーっと、1番目の質問でも申しましたが、小さなことからやっていただくと、それをお願いしているのが今回の一般質問です。また、創生交付金問題についても全く一緒だと思います。そういう目線からものを考えて県・国と交渉していくんだと、こういう考え方をしたいと思っております。できるだけ簡単なことはすぐやるんだと、お金の要らないことはやるんだというような考え方で進めていただきたいと思っておりますので、私としては再度答弁として、町長のその辺の住民目線に対する考え方についての意気込みをお願いをしたいと思います。

○議 長

町長。

○町 長

私も2期8年経過しようとしています。私が一番大切にしてきたのは公平・公正な町政ということで、当然住民の皆さんに開かれた町政ということでございます。そういう意味では、町長直通便もその一環でございます。最初掲げたのは町政一新、財政再建でございます。町政一新の公平・公正な町政面につきましては、一定相当の効果が出ておるかなど。当然これはもっと今後も継続して努めていかなきゃならない。財政再建のほうにつきましては、まだなかなか、黒字が維持されているとはいえ道半ばであるというふうに思っております。それを当然健全化に向けて、さらに健全化に向けて取り組むと同時にですね、今後はですね、新しいまちづくり、高齢者から子どもまで本当に安心して暮らせるまちづくり、そのことによって、先ほど細かい政策につきましては政策推進課長が申し上げましたとおりでございます。元気なまちをつくって、高幣議員がおっしゃってる人口問題につきましても、一定解決に向けて今後努力をしていくということでございます。明るい未来に向けまして、しっかり町政運営に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

高幣君。

○ 7 番

はい、ありがとうございます。いずれにしても、これから一つ一つ発展的に平群町をよくするための考え方を出していただいて、これからの町長の政治生命を守るような考え方でお願いしたいと思います。

これで終わります。

○ 議 長

それでは、高幣君の質問をこれで終わります。

発言番号 2 番、議席番号 1 0 番、下中君の質問を許可いたします。下中君。

○ 1 0 番

1 0 番、下中一郎でございます。通告に基づきまして、2 点一般質問を行います。

まず初めに、さらなる官学連携をとということで、官学連携の推進についてお尋ねいたします。

既に御承知のように、学校教育の一層の充実を図るため、学校の要望に応じて必要な支援を地域のボランティアで行い、地域ぐるみで学校や子どもたちの支援を平成 2 5 年度より学校・地域パートナーシップ事業として現在推進されているところであります。このような取り組みの中で大学との連携を進め、大学の知見を生かした郷土研究や学生ボランティアの受け入れなど、学校教育活動への支援が行われているところであります。とりわけ、本年、2 6 年 9 月 2 5 日、奈良教育大学と連携協定書の調印式が開催され、さらなる事業展開を期待するところであり、大学の発想を生かしたまちづくりにも大きく寄与すると思われま。

そこで、3 点についてお尋ねをいたします。

まず 1 点目として、今年度も残すところ 3 カ月余りとなってまいりました。いまだ、まだまだ不確定な部分も多いと思いますが、今年度の官学連携の成果はどのようなものであったのか、また、どのように評価されているのかをお聞きいたします。

次に 2 点目として、奈良教育大学と正式に連携協定を締結されたことを踏まえ、次年度、2 7 年度はどのような取り組みを重点的に考えておられるのかをお聞きをいたします。

続きまして 3 点目として、奈良教育大学以外の大学として、天理大学、畿央大学とも連携の模索を図っているとお聞きしていますが、現在どのような協議を進めておられるのか、お伺いをいたします。あわせて、本町の官学連携の先駆けでもあり、かなり以前から農業分野に特化されて連携協力関係にある近畿

大学とも連携に向けた協議を進め、奈良教育大学同様に正式に連携協定の締結を早急に結ぶべきだと考えますが、どのように考えておられるのかお聞きをいたします。

続きまして大きい2点目、都市間交流の推進ということでお尋ねいたします。

現在本町では、姉妹都市、友好都市という形態をとった提携はされていないが、歴史、文化、スポーツなど、さまざまな分野で町外との交流を積極的に進めていくのが重要な施策であり、第4次、また第5次総合計画の中でも明記されているところでもあります。さまざまな交流活動を通じて、各種の多様な文化、生活様式に触れることができ、自分たちの住んでいるまちに愛着と誇りを持ち、交流のまちづくりにつながっていくと考えられます。基本的な方針として、町内外の交流実現に向けての調査研究を促進し、住民レベル、また団体レベル、あるいは行政レベル、各レベルにおいて、可能なところから着実に交流活動を進めていくと示されています。このような交流のまちづくりと都市間交流について、私は平成21年12月議会の一般質問で取り上げ、具体的な事例を示し提案をいたしました。しかしその後、この交流活動については活発な議論もなく今日まで至っていると思われまます。また、行政内部の中でも余り進んでいるとは思えないと察しているところでもあります。

そのような中、本年4月8日の全員協議会で、須崎市、関ヶ原町など二、三の事例を挙げ、現在進行形のようなことが明らかになりました。しかし、さまざまな議論の中で、行政レベルでの考え方や今日までの経過、また議会からの意見・提案も一つの土俵に乗せて今後協議を進めていきたいということであったと思います。その後、この経緯についてどのような内部協議がされ、取り組みをされているのかをお聞きをいたします。

以上2点であります。明確な御答弁、よろしく申し上げます。

○議長

教育委員会総務課松村参事。

○教育委員会総務課参事（松村嘉容）

失礼いたします。さらなる官学連携をについての御質問にお答えをいたします。

1点目の官学連携の取り組みの成果と評価についてであります。奈良教育大学と協定書の調印式をとり行い、お互いの連携・協力が実質的にスタートいたしました。具体的な取り組みの内容としましては、まず一つ目は、学校の授業への補助、そして野外活動の引率、また放課後子ども教室など、幅広い内容で学生ボランティア4名が活躍をしてくれています。二つ目は、図書館・文化センター構想企画につきまして、国語科のカリキュラムや児童文学の作品研究

を行っておられる専門教授をご紹介いただき、協議を進めているところです。三つ目は、まちづくり構想につきまして、地理学の専門で、都市内小売業地域の研究をしておられる専門教授をご紹介いただき、まちづくり担当者と大学へ赴き、今後のまちづくりの助言や協力についての意見交換を行っております。四つ目には、平群町の自然や文化遺産を活用しての地域の教育資源の活用について、現在、信貴山朝護孫子寺にある珍しい木とされております千手の公孫樹について、生命・地球科学専門の教授に自然科学的な側面からご教授を依頼しており、その調査の結果は小中学生の地域学習にも生かすことができたかなど考えております。五つ目には、平成27年4月より開園いたしますゆめさとこども園の園歌の歌詞を副学長に依頼をしており、快く引き受けていただきました。こうした取り組みを通しまして、大学と平群町の連携・協力のきずながますます深まっていることを実感しております。予想以上に協力関係が深まっているところでございます。

2点目の次年度に向けての取り組みでございしますが、学生ボランティアにつきましては、さらなる学校支援の拡充を進めたいと考えております。また、図書館・文化センター構想企画に関しましても、町内の小中学生がどんな施設を望んでいるのか、そのニーズと夢をくみ上げるためのワークショップの開催を試みる計画もございます。そのほかの具体的な取り組みにつきましては、教育現場でありますとか地域のニーズを把握しながら、具体的な教育資源の発掘に向けて大学側と連携の協議を深め、協議を進めてまいりたいと考えております。

3点目の御質問です。奈良教育大学以外の大学との連携・協力についての御質問でございします。現在、天理大学と畿央大学に赴きまして専門教授をご紹介いただきました。そして、学生ボランティアの協議を進めておりますが、今年度、天理大学の学生ボランティアが市町村対抗子ども駅伝大会の平群町のコーチとして活躍をしてくれております。畿央大学からは現在、北小学校1名、平群中学校へは2名が学生ボランティアとして活躍をしてもらっておりまして、学校行事の支援でありますとか、休み時間の子どもたちへの支援を行ってもらっております。このほか白鳳女子短期大学とも協議を行い、夏休みに平群幼稚園へ4名の学生ボランティアが来てくれて、園児とふれあい、活動をしてくれました。今後このような活動実績を積み上げて、積極的に学生ボランティアの募集を行い、さらなる連携・協力の可能性を探っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

3点目の中の近畿大学との連携協定の締結についての御質問にお答えします。

平成25年4月より、近畿大学農学部と平群町は、町内実習補助において、農作物の作付から栽培、販売に至るまでの業務委託契約に基づき、アグリビジネス実習という形で交流・連携しております。官学連携協定の締結については、現在、近畿大学農学部内で前向きに検討していただいておりますが、締結まで至っていない状況にあります。町といたしましても早期に協定を締結すべきと考えておりますので、さらに大学側へ働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

下中君。

○10番

きっちりと御答弁いただきましてありがとうございます。二、三再質問を行いますのでよろしくお願いいたします。

まず、本年度の取り組みとして松村参事のほうから細かく挙げていただきまして、いま一番取り組んでおられる学生ボランティアのおかげで各小中学校で熱心にやっておられると、また、図書館の、また文化センターの構想企画に参画されているということでもあります。それとまた、ちょっと雰囲気が変わって、地理学で信貴山の公孫樹の木から自然科学へのまた興味を持っていただくような、そのような取り組みをされていると。それと、まちづくりの中では、小売業の研究をされている教授の方と色々な協議をされてるということで、かなり取り組んでおられるということで、非常に感謝してるところであります。

その中で、ことしどういう評価であったかということで、大変きずなも強まり、協力関係は予想以上であるという評価で、本当にありがたいなと思うところでありまして、先ほど9月に出されました教育委員会の行政点検評価ですか、それで官学連携という事業はございませんでしたけれども、地域パートナーシップ事業はA評価というふうに教育委員会ではされました。26年度もおそらくそのような評価が来年また下されると思いますが、それ以上に次年度どういう取り組みをしていくかということが今後の課題かなと思います。その中で、一番いま、二、三例は示されましたけれども、これは必ず引き続きやりたいとか、これにはものすごく力点を置きたいという項目があれば明らかにしていただきたいと思います。

それと、ほかの大学との提携ということで、天理大学、畿央大学、白鳳女子短期大学、近畿大学と四つ事例を挙げましたけれども、直接なかなか我々が学

生ボランティアが来て目にすることは少ないですけれども、ことし幼稚園の運動会でしたかな、白鳳女子短期大学の学生が来て、運動会の際に非常に先生以上に活躍されておったということで、熱心な学生だなあと私も拝見しておりました。今後そういう活動がさらに増えると思いますが、その点、学生のボランティアの件について、なお一層力を入れていきたいということでしたが、その辺についてもう一度お聞きしたいと思います。

それと、近畿大学の件で、いま課長のほうから、大学のほうもかなり積極的であるというお話で、我々町のほうも正式な調印に向けてなお進んでいきたいということでもあります。そのためには大学へも行っていろいろと協議をされているところではありますが、内容が近畿大学農学部となるのか、近畿大学がもう全てとなるのか、その辺はちょっとわかりませんねけれども、農学部の中にはいま一番言われている近大マグロの水産学科ですかね、それも農学部に含まれると思いますけれども、その辺が今後どのように活用されるかはわかりませんが、近畿大学の農学部となるのか、近畿大学となるのか、その辺、少し明らかにしていただきたいと思います。

○議 長

教育委員会総務課松村参事。

○教育委員会総務課参事（松村嘉容）

それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、次年度どういう点に力を入れていくか、取り組みに力を入れていくかという御質問でございますが、現在、26年度で取り組んでおります連携の推進がもちろんのことなんですけれども、現在、地域全体で学校教育を支援しておりますパートナーシップ事業、HEGURICH・タイムプロジェクトに取り組んでおるところでございますが、この事業をさらに発展・拡充していくためには、学生の若い柔軟な発想力でありましてか行動力を取り入れていくことが大事なことでと考えております。特に学生さんにつきましては、将来教師を目指しておることから、授業の支援でありますとかサマースクール、また、自治会主催の学習教室での宿題でありますとか勉強の学習支援を行ってもらおうということで、基礎学力の向上も図っていただけたらなあと。また、学習することへの習慣化というんですか、習慣を定着させるということができたらなということを考えております。

そして、学生ボランティアにつきましてですけれども、大学と着々と双方の実績を積み上げてまして、学生さんの活躍する場の提供と機会を広げていきたいと考えております。ある、畿央大学でございますけれども、教授と話をする中で、やはり大学側としましても学生に対してボランティアのマナー教育も行

って、自主的なボランティア教育を進めるという力強いお言葉もいただいておりますので、さらなる連携を大学側と進めていきたいと考えております。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

近畿大学か、あるいは一つの学部との連携になるのかということの再質問についてお答えします。

現時点では、これまでの交流・連携から、農学部と一定の携わり・交流を深めてきたという経緯がございます。近畿大学の場合は非常に多岐にわたりますマンモス校でございます。したがって、これまでの経緯も踏まえて農学部との連携がまず大事ではないかというふうに考えます。

○議長

下中君。

○10番

はい、ありがとうございます。今後の力点ということで、今年度からですか、HEGURICH・タイムということで、地域で本当に力を入れていただいていると。そこに学生ボランティアが来て、本当に教育活動に尽力いただいているということで、今後27年度についても、それには学生ボランティア初め地域の協力も必要でありますので、なお一層力を入れていただきたいと思えます。

それと、もう1点、次年度のことで、教育大学と連携いたしまして包括的な協議ということでありまして、ただ学校教育だけでなく、広くまちづくり全体というふうな協定と伺っておりますが、その中で、ことしも成果として述べられました、まちづくり構想の中で、特に都市小売業に権威のある先生と話をしているということで、いま説明がありました。特に平群は地元の小売業がやや衰退ぎみというところもありますので、その辺も含めたまちづくりについて、27年度もなお一層その分野についても力を注いでいただきたいなあとと思えますので、その点、どういうふうに考えておられるのかだけお答えを願いたいと思えます。

それと、近畿大学とは、本当にいま課長が言われたとおりにかなり大きい総合大学でありまして、今年度の入試も日本一受験者が多かったと言われるぐらいになっておられますので、なかなか法文から医学まで全部ありますので、町としては以前から農学部と深い関係にあると。私も過去に農業委員をさせていただいたときに、農学部の実習の補助へも視察にも参りました。いろいろ聞きました。とりあえず、とりあえずと言うと語弊がありますがけれども、やはり総合

大学と提携していろいろな分野で大学の知識をいただく、また学生との交流もあるということ、すばらしいものがあると思いますが、まずは取りかかりとして農学部からやっていくというのが一番連携がしやすい、というよりも、相手側でもこちらの思いもありますけども、結んでいけるのではないかなと思いますので、それはその辺で進んでいってほしいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長

はい、教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事（松村嘉容）

失礼いたします。まちづくりについての再質問でございますが、教育委員会といたしましては、現在9月に連携締結をいたしましてからまだ期間もございませんので、まちづくり全体の担当課というのになりましたら政策推進課になるんですけれども、そちらの職員と大学へまだ一度行かせていただいただけですので、今後の展開っていうのはわからないんですけれども、教育委員会といたしましては、さらに大学側とアポイントメントをとりましてですね、政策推進課とともに次年度のまちづくりについての意見交換、そしてまた協議を、助言をいただいてまいりたいと考えております。

○議長

はい、下中君。

○10番

いろいろな面、教育面だけでなく、また農業面だけでなく、平群町全体としていろいろな分野で大学と連携をして取り組みを進めていくということで、今後とも一層こういう連携を進めていっていただきたいと思います。

ちょっと最後に一つだけ、副町長のほうからでも御答弁いただいたらありがたいと思いますが、たまたまきょうは教育分野と農業分野ということで両方にまたがりましてけれども、町として両分野にわたっておりますので、今後こういう方向で進んでいくということで考えていったらいいなと思います。ただ、協定書を結んで、それが最終目標ではないと私は思います。いくら調印して立派なことをやっても、後へ続かなければ何もございませんので、それが出発点であるというようなことが町も大学も共通意識を持っていると思います。大学もそのとおりだと思います。昔の象牙の塔のようにはいりませんし、また、我々か行政側のほうにしては、昔はちょっといろんなことを言われましたけれども、いま現在はそういう状況とは違いますので、その辺、両分野にわたっておりますので、今後さらに進めていっていただいているような知識を得る、そしてまた、お互いが協力して次なるまちづくりをしていくことが望ましいと思ひ

ますので、その辺について、両分野にわたっておりますので、ちょっと副町長のほうから、どういう思いでおられるのかだけお聞きしたいと思います。

○議 長

教育長。

○教育長

おっしゃるとおり、協定を結びまして、そこから全てが始まるというふうには考えております。また、町と大学とがウイン・ウインの関係で事が進むように、これも図っていかならないなと思っております。たまたま本年度、その窓口になっておりますのが教育委員会でございますので、議員がおっしゃるとおり、町長部局と十分連携をとりまして、町全体、町ぐるみで新しい分野を広げていけたらいいなあと私は思っております。

以上でございます。

○議 長

副町長。

○副町長

答弁が重なるかもしれませんが、やはりこれからのまちづくりにつきましても、若い活力を活用していくというところが一つのキーワードになるかと思っております。特にですね、大学、最近は特にフィールドということについて非常に意識した教育展開をしておるといところで、私どものいろいろな課題もその中で十分とり上げていただければ、ともに立派な組織になるかなというふうなことも思いますし、また私ども、専門性の高いところについて、その点は教育と連携しながら、より住民の方々に働きかける上でもしっかりと説明もできるというふうなことも期待できるかと思っております。さりながら、いろいろ得意分野もありますので、私どもの強みを生かした形での協定、これをですね、ひとつこれからも模索しながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

下中君。

○10番

副町長、教育長から力強いお言葉ちゅうことで、町長の考えも全くそのとおりだと察しております。本当にこれからまちづくりの中でどう生かしていくかは、これから大学側も一生懸命になるやろし、町も一生懸命ちゅうことで、その協定書が始まりであるという思いで、今後そういう大学の今日までの研究資産とともに若い力で発想していただいて、今後のまちづくりに生かしていただきたいと思っております。

1 点目については以上です。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、下中議員 2 点目の都市間交流につきまして御答弁申し上げます。

都市間交流の取り組みにつきましては、下中議員より平成 21 年の 12 月議会で御質問いただき、その後、本年 4 月の全員協議会、また 6 月では他の議員のほうからも一般質問いただいて、お答えをしておるところでございます。まず都市間交流につきましては、平群町の意向や共通点だけでなかなか進展するものではなく、俗に言う相手のあることでございますので、現時点では都市間交流が可能な自治体とできることからやる、また、行政間同士ではなく民間レベルでの交流があるものについてはそれをサポートしていくというふうな立ち位置で今後も進めていく方針で、引き続き取り組んでおるところでございます。

これまでの取り組みといたしましては、県外では岐阜県関ヶ原町と、本年 10 月の 18 日、19 日でございますが、岐阜県関ヶ原町におきまして関ヶ原合戦祭りが開催をされました。それに参加をさせていただきまして、平群町のキャラクターの紹介や、また特産物の販売などを行い、両町の交流を深めてきたところでございます。これにつきましてはことしで 3 回目の参加ということになってございます。また、高知県の須崎市でございますが、5 月の 11 日に道の駅大和路へぐりくまがしステーションにおきまして、須崎市ということの特産物の販売等の開催を行い、また、8 月の 24 日にはあちらの須崎市の道の駅におきまして、これはあくまで平群町地域振興センターの事業でございますが、平群町特産市ということでイベントを開催するなど、民間交流のサポートを行い、相互の交流がスタートしたところでございます。また、「へぐり」という地名ゆかりのある自治体に対しましても、平群町の関連イベントということで一定の意向調査を行う中で、アンケート等、全国で六つの自治体がございましたが、そういうふうな意向調査をさせていただいて、今後のつながりを深めていくということを念頭に、平群町の行政資料であるとか広報誌等の配布を行いながら、それぞれ自治体の担当者と直接協議を行ったところでございます。ことしから信貴山観光協会によりまして、平群つながりということで、二つの自治体の観光協会との交流ということで、観光資料の提供等々の相互にそういうふうな情報交換をするということでの取り組みも行っているところでございます。また、近隣自治体へのイベントへの参加ということも積極的に行っているところでございます。各市町とも、各自治体とも形態の違いはございますが、さまざまな交流がスタートしておるようなところでございます。

このように、姉妹都市やサミットなど形式にとらわれず、交流の機会があれば参加をし、日々の交流を継続するというふうな姿勢が大切ではないかというふうに考えておるところでございます。こうした交流の中で、新たな平群町としての都市間交流の形というのが次第に見えてくるところではないかなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長

下中君。

○10番

二、三事例を挙げていただいて、交流を続けていって、5次総でも最終的には一、二の市町村と提携を結びたいというところで示されておりますが、なかなかきょう行ってあしたから頼みますわというわけにはいきませんので、やはりそれはお互い両市ともいろいろ自分たちの思いもあろうし、また、共通事項とか特性も生かした中で提携に向けて一つ一つ積み重ねていくということが大切かなと思います。その中で、民間レベルであれば町観光協会が二、三されておる。また、道の駅では高知県といろいろされているということも現実、実際されているところでありまして、それを積み重ねていって最終的にきちっとなるというところやと思いますが、それと、以前にも議会にも報告がありましたけれども、これは私も提案もいたしました、「へぐり」という地名、現在ほとんど合併されて、「へぐり市」「へぐり町」というのがないということで伺っておりますが、その辺について、こちらからアンケート調査を送って、どうですかということやわね、ざっくばらんに言いますと。どんな回答が来たんのか知りませんが、前向きなところもあつたらうし、いやあ、ちょっとね、うちはというところもあつたと思いますが、その辺、ちょっと中身について聞かせていただければありがたいなあと思います。

それと、いま大浦課長のほうから、民間の場合とか行政レベルとかいう話でありまして、ちょっとこれが漏れ落ちてるというのか、もう関係ないという思いであるのか知りませんが、私、友好都市、姉妹都市を結んでいくのがいいのではないかという提案をしたときにね、事例としてね、これは村社参事が一番御存じやと思いますけど、全国で国指定の重要有形文化財があるのが三つだと思います。一番近くは兵庫県の丹波市ですか、金屋の十三塚って有名です。あと一つはね、これ、かなり遠いですねけど岩手県奥州市の黒石の十三塚っていう。我々の、平群というの一番最初に出ませんねけれど、生駒十三峠に十三塚というふうに俗に言われております。といってもこれは平群町の財産であります。遠いところは東北ですし、近くは兵庫県ですねけども、この

石についてアンケート調査も送ったというようなことも聞いてないしね、それはもう没であれば没で結構ですよ、実際。しかし実際のとこね、町のお互いの持っている有効資産また文化財、いろいろなものをね、共通事項として一つ一つ積み上げていくのも一つの方法かなということで私も提案いたしましたけれども、何か「へぐり」という地名がないとか、関ヶ原へどんなつながりで行ったのか知りませんが関ヶ原へ行ったとかいうようなことになっておりましてね、その辺についてね、どう考えておられるのか、再度お願いいたします。

○議 長

教育委員会総務課村社参事。

○教育委員会総務課参事（村社仁史）

再質問にお答えいたします。

まず、「へぐり」関係地につきましては、比較的関連性が強く残っているということで6カ所、4月の後半にアンケート調査をしましてご回答いただいたということで、先般これも一般質問のほうで、ある程度の回答をさせていただいたところですが、ただ、これも平成21年の一般質問のときにももう既に回答したと思うんですけども、合併が進んでいる中で、その「へぐり」の地域というのがだんだんとその自治体の中で小さくなっていってしまっていると。そういうところもあって、なかなかその市町村、自治体全体の中での位置づけとして取り組んでいただけないと、そういうところがやはりございます。そういうところで、アンケートの結果としても、実際やりとりした担当者の部分ではやっぱりそれなりの反応といいますかね、返ってくるんですけども、全体となるとなかなかそこまでは難しいなという、そういう思いの回答が返ってるというのがまずあります。

それからあと、具体的に提案いただきました十三塚ですね。これにつきましてもやはり合併が進んでいるというところで、兵庫県のほうにつきましてもごく狭い地域になってしまっているというところで、先方のホームページを見ましても、もう指定文化財の一覧表に載っている程度でほとんど紹介もしていただいてないという、そういうところもございます。ですから、なかなかそれをもって自治体の協力関係を結ぶ手がかりにしていくのは困難かなというところ。それから、もう1カ所につきましては、いまおっしゃったように非常に遠方であるということで、なかなかコンタクトをとりにくいと、そういうこともあって、具体的にアンケートを送るところまでいってないというのが実際のところですが、今後はまた、御指摘のような形でいろいろと検討してまいりたいというふうに思います。

○議 長

はい、下中君。

○10番

「へぐり」という地名と、私が提案しました十三塚について、村社参事のほうから答弁いただきました。確かに「へぐり」という地名ではなかなか難しいというのは、先ほども申し上げたとおり、何々県何々郡平群町というのがあればもう最高によろしいねけども、それがございませんで難しい部分かなあというところがあります。ただ、全国的に珍しい地名であるので、そういうこともやはり再度またいろいろアンケートの中で、いい反応ではあるが実際握手をしましょかというまでいかないというのが現実だと思いますが、やはり、かなりもっと親近感を持てるなというようなところを詰めていって、きちっといけるような方向で進んでいただきたいと思います。

それと、十三塚については、本町の場合においても一時期はものすごい立派な文化財で、いっぱい出てくるのではないかという発掘調査がされましたけれども、結局それが期待外れだったちゅうのが、衰退していったのが一番大きな原因かなと思います。そんな中で、丹波市に至りましても金屋の十三塚ということで国指定ではありますが、それを共通項にする、また起爆剤として結ぶところまではなかなか話が進まないというのが現状かなと思いますが、参事のほうから検討していくということでもありますので、その辺のアンケートの以前に配られたようなものを、奥州市はかなり遠いので難しいかなと思いますけれどもね、一応三つありますので、その辺にアンケートを送付して、どういう思いであるのかということも聞いていくのも重要かなと思いますので、その点を出していただけるとは思います。その点をお伺いしたいと思いますのと、大浦課長のほうから、今後いろんな特性も踏まえて、小さいところから積み上げて、最終は結べるかどうか、これは未定の話ですけれども、5次総の中では結びたいということも提案されておりますし、事実そういうことも必要やと思います、私は。だから、すぐにことし、いま、一緒にしましょかと手を挙げて、はい、そうですかというふうにはいきませんが、一つ一つ積み上げていくことが非常に重要かなと思います。その点について、関ヶ原が一つの選択肢にあったということですねけども、ほかにもっといろんなことが、共通項が出てくるかもわかりませんが、それはまた我々もいろんなことで勉強して、また提案もしていきたいと思います。その点、今後の進め方としてね、いかにあるべきか、どうしていくかということだけお伺いしたいと思います。

○議長

はい、教育委員会総務課村社参事。

○教育委員会総務課参事（村社仁史）

いまご提案いただきましたように、国指定の十三塚、平群も含めまして3カ所ありますので、先方の自治体の意向も今後探っていきたいというふうに思います。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

下中議員の御質問にお答えさせていただきます。

全体的な部分ということで、平群町の姉妹都市、友好都市をどういうふうに進めていくのかという部分でございます。御質問の中にもございましたように、総合計画の中でも、いわゆる潤いのあるまちづくりという部分で、都市間交流を進めながら他の自治体との交流を深めていくということで、一つの政策課題ということで掲載をしております。また、数値目標も含めて上げさせていただいておるところでございますので、これは一つ大きな行政の責務といたしますか、取り組みの中で進めていってまいりたいというふうに考えております。進め方、いまいろいろと御指摘もいただいた部分でございますが、平群とゆかりのあるとこ、また、いろいろと行政間同士のつながりのあるとこということで、そういう部分を勘案しながらやれるところからやっていく。また、小さなところからいろいろと行政間のきずなを深めてまいりたいというふうに考えております。非常に、しからばどこから、どの団体と、いつにというふうな具体的な目標感も含めて持っていかないといけないというふうにはまず思っておるところでございますが、いまのところ各幾つかの複数の団体と本当に手を結びかけたというふうな状況になっておりますので、今後それぞれの自治体のことを知る中で、機会が、時期が来れば、そういうふうな取り組みも形として実を結ぶように取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長

はい、下中君。

○10番

大浦課長、ありがとうございます。また、村社参事、またその手配のほう、よろしく願いいたします。

いま大浦課長が答弁されたように、やはり各民間レベルでやられてもそれをきっちりと支援していくと、応援していくということで、何らかのつながりを持っていくということがまず大事だと思います。それと、やはり行政としていろんなつき合いの中で提携して、お互いに協力して行政もやっていくということと手を組んでいくことも大事でありますので、実際のところ第4次総合計画

の中では書かれておりましたけれども、おそらく私より先輩議員もおられますけれども、そう議論はなかったように私は思います。いま4次が5次になってきて、ほかの議員の方々もいろいろと提案もされておりますが、今後やはりこの5次総合計画の中で書いているように、一つか二つが目標やとされておりますが、それは三つも四つもあれば一番よろしいけれども、すぐに数をようけするのだけが都市間交流ではございませんので、いろんな面で他の地域との交流を深めていって、それを我々も自分の知らないところを知る、向こうも知っていただくと。そしてその中で、初めの質問の中で申し上げましたように、自分たちのまちに愛着を持つと、誇りを持つ、我々が住んでいるところはここがいいんだということで、それが今後の町の躍進につながっていくと私は考えております。いま大浦課長が言われたように、できるところから一つ一つ積み重ねていただいて、一日でも早い姉妹都市、友好都市が締結できる日を待っておりますので、これには行政、また住民の方、また我々議会も三者一体となって頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも、この事業については十分、内部協議も含んで進めていただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長

それでは、下中君の一般質問をこれで終わります。

10時45分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時28分)

再 開 (午前10時45分)

○議長

休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

発言番号3番、議席番号5番、植田君の質問を許可いたします。植田君。

○5番

それでは、私のほうから大きく2点について質問させていただきます。

まず1点目は、幼保連携型認定こども園についてであります。来年4月から幼保連携型認定こども園が、はなさとこども園、ゆめさとこども園でスタートされますが、その中で、保育内容、保育料について幾つかの質問をさせていた

だきます。

27年度のこども園の入園案内に示されている特別保育について。1点目は、早朝保育を利用できるのは、保育短時間、標準時間認定を受けた子どもしか利用できないこととされています。しかし、こども園としては7時半から開園しており、月48時間以内の就労であったり、急な事情等で8時半前に子どもを預けなければならない事態も発生していることが予想される。そのような場合、現状では一時保育の対応しか受け入れ体制がありません。ここには別途料金が発生し、3歳以上で1,030円が通常の保育料以外にも必要となります。教育標準時間の子どもたちも早朝保育が受けられるような体制整備が必要ではないでしょうか。また、保育短時間認定の子どもたちが保護者の急な残業や急用で延長保育を利用したいと思っても、そのような規定がされていないんですが、この点についてはどのような対応になるのか。

2点目は、教育標準時間の子どもたちの夏休み等長期休業中の預かり保育に、保育料は通常どおり徴収するのに、別途、8時半から14時30分は300円、14時30分から16時30分は250円、別途おやつ代50円が必要ですが、保育料のこれは私は二重取りになるのではないかと。ましてや、幼稚園のときには休業中、8月の給食費は徴収されていませんでした。しかし新たな保育料では、給食費、副食費ですね、これも含めて徴収されることとなります。8月の保育料を基本的に再考すべきではないでしょうか。

3点目は、同じ保育・教育を保障するとして幼保連携型認定こども園を開園すると言いますが、夏休みを設けることで、夏休み時間の保育認定を受けた子どもたちの教育的カリキュラムはどうなるのでしょうか。また、1カ月間登園する、しない子どもたちがクラスの中で生まれる。教育標準時間の子どもと保育時間の子どものクラスの比率によっては、運営上や子どもたちの集団的意識に問題が生じないか。この点についてはどうでしょうか。

また、4点目、これまで保育園では4歳、5歳児にもお昼寝がありました。しかし、こども園ではお昼寝がなくなると聞いています。5歳児については、就学前の年齢であることからまだ理解もできなくありませんが、4歳児については、お昼寝がなくて最長19時30分まで体力的にもつか、非常に危惧されます。状況に見合う対応が必要ではないでしょうか。

それでは、2点目ですね。2つ目は、就学援助制度の拡充についてであります。

ことしの6月議会でも質問させていただきました。2014年度から就学援助の支給品目の国の補助単価が引き上げられたこと、2010年度からは支給品目が拡充されたことにより、近隣の自治体でも対応がされている中で、平群

町では全く何の対応もされていなかったことに対して、学校教育法第19条でうたわれている「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならない」という規定に基づいて実施されている就学援助制度の拡充を求めて質問させていただきました。6月の答弁では、子どもたちの就学機会を保障する観点からセーフティネットとしての制度として考えている。近隣の状況も国基準に準じた形で動きつつあることから、制度改正に向けた方向で判断していきたい旨の答弁がありましたが、現在、来年度の予算編成も入っておられると思いますが、来年度からどのような拡充を考えておられるのか、お聞きをしておきたいと思っております。

以上、大きく2点について、明確な御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは初めに、認定こども園に関する御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目で御質問の教育標準時間認定児の早朝保育の採用についての件でございますが、教育標準時間認定児につきましては基本的に保育を要しない児童であるため、現行の午前8時30分から午後2時30分の保育教育時間を設定しております。しかし、各園の保護者及び未就園児の保護者を対象とした説明会等でも、保護者の勤務時間帯の関係上、早朝保育に対する御意見、御要望もございました。そうしたことから、改めて町内PT会議でも議論を行ってまいりました。結果としましては、1号認定の児童につきましては現在の方針どおり園運営を行うということとしております。ただ、保護者等の要望にも今後応えられるよう、実態にも即しながら継続的に検討は行っていくというふうな確認をしております。なお、就労等で恒常的に早朝保育が必要という方につきましては、実態に即した時間認定を受けていただくことが可能であるということを保護者にも理解を求めていきたいというふうに考えております。

それから、なお、保育短時間児の延長保育につきましては、保護者の急な都合が発生することがありますが、現在ほとんどは午後4時30分には迎えにきていただいているという実態がございます。したがって、急な残業や急用等が比較的多く発生する御家庭につきましては、保育標準時間の認定を受けていただけるように相談や働きかけをしてまいりたいというふうに思います。

次に、2点目の教育標準時間認定児の夏季休業中の保育料徴収についての御質問でございますが、現在の幼稚園におきましても、保育料、入園料徴収条例におきまして月額5,000円という規定がされており、長期休業中の保育料

につきましても徴収をさせていただいております。こども園に移行後は、7月21日から8月20日までの夏季休業を行う予定をしておりますが、従前どりの考え方で保育料の徴収を行う予定でおります。また、従来の給食費に相当します負担金額につきましても、主食代として月額600円になります。そして、副食に関する負担は今後町負担で行うことになります。なお、保育園では日割りという考え方がないため、1日でも給食の提供を行えば徴収するということになっております。

次に、3点目の夏季休業中のカリキュラムについての子どもたちへの影響についてですが、過去に、三重県のあさひ園や大和高田市の高田こども園のように幼保連携型認定こども園を視察もしてまいりましたが、それぞれの施設とも一様に、長期休業や降園時間による子どもたちの影響というのはほとんどなく、保護者が心配するほどの問題は生じていないということでした。子どもたちの適応能力は本当にすぐれているということですので、この点については大きな心配はしておりません。また、休み期間中のカリキュラムにつきましては、教育標準時間児に影響が出ないよう年間の教育的カリキュラムから除き、保育を中心とした内容での対応としております。

次に、4点目の午睡の質問ですが、文教厚生委員会でも1日の生活の流れで説明をさせていただいておりますように、基本的には午睡は行いませんが、それぞれに保育時間の差や体力的な差も当然あることですから、まず午後はゆったりとした時間を過ごしてもらえよう、そういう工夫をしています。それでも眠くなる園児もあると思われまますので、保育教諭が状況を判断しながら、必要な園児には午睡や仮眠をとらせるようにしたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

植田君。

○5 番

それでは、幾つか再質問させていただきます。

まず、1点目にお聞きした教育標準時間の子どもたちも早朝保育の対象にすべきではないかということについては、実態に即した検討を今後していきたいというふうな御答弁だったと思うんですけれども、やはりこれは、いまいろんな働き方があるわけですから、認定こども園の教育標準時間の、最初も言いましたように、月48時間以内の就労であれば、これは教育標準時間の対象になるわけですね。だから、それが朝8時から出勤するというふうな形の場合だってあり得るというふうに思うんですね。そういう部分では、これはぜひ、せっ

かく7時半から園としては開園しているわけですし、そういう中でやっぱりそれを利用できるようにすべきだと思いますし、それ以外にも、急にどうしても朝、子どもを預けて出なければならないという事態も発生するわけですから、ここら辺は保護者に対して、やはりきちっとそういうことも含めて要望を聞ける体制をとってもらいたいというふうに思うんですが、もしこれがそういう要望が多ければ、それはそういう7時半からの受け入れということも考えていくというふうな理解でよろしいんですか。それは再度答弁お願いいたします。

また、その次の保育短時間部の保護者が急な残業や急用で延長保育の規定がされていないが、どのような対応になるのかという問題について、常時そういう状態になるっていうことを聞いているのではないんです。だから、常時なるのであれば当然教育標準時間のほうへね、移行してもらうということはわかるんですが、これも急な残業が入ってですね、どうしても1時間あるいは2時間、その日しなければならぬと、そういうときに対して規定はないんやけれども、それはそういう場合は、そしたら教育短時間のその時間で2時間までこども園としては預かってくれると、そういう理解でよろしいですか。私が聞いているのは、常時そういう時間であれば当然保育標準時間にね、移行すんのはわかるんですが、いま言ったように急な残業が月1回とか2回発生した場合、発生した場合ですよ、何のいまのところ規定はありませんので、その場合にはどういう対応になるのかといったときをお聞きしたんであって、その場合はじゃあ、そういうことが1回、2回あっても、それはもう新たな費用負担はなくて、まあ言うたら1時間ないし2時間はこども園で保育をしてもらえると、そういう理解でいいのかどうか。この点についても再度お答えいただきたいと思います。

それと、2点目の長期の休業中の問題ですね。このときの保育料の問題なんですが、課長のほうから副食については町負担で行うというふうにおっしゃったんやけども、これ、どういうことなんかな。それ言うたら、保育を受ける、保育の対象の子どもたちも同じく町負担で副食費、これ全額を見るという、そういうことですか。説明の中では、幼稚園の冊子の中でもそうですけども、給食費も含む保育料としてやるというふうに保護者からの質問にも答えておられてるんですけども、副食は町負担で行うというのは意味が全然わからないんですが、どういうことを指しておっしゃってるのか。

それとね、幼稚園がいままでね、夏休みもお金をもらってきたというふうに御答弁されたんです。それはそうだと思います。私も子どもたちのときもそうだったんですけども、ただね、今回新たに認定こども園という形になるわけで、特に教育標準時間の子どもたちが保育料が大きく変わりましたよね。いままでの定額制から所得に応じての保育料に変わりましたよね。そのときのね、

文教厚生委員会の8月の説明資料の中に「教育標準時間においても利用時間に
応じた料金、11分の6の設定を行うものである」というふうに書いてるんで
すね。だから利用時間に応じた料金、8月は夏休みをとれば利用時間はゼロに
なるわけですから、まあまあ10日ぐらい前倒しでスタートするっていうことは
言ってはったけれども、基本的に1カ月は全くこども園を利用してないにもか
かわらず給食費も含めた費用負担を払わなければならない。その上に一時預
かり保育を頼もうと思えば別途料金がかかると。これ、どない考えてもおかし
いというふうに私は考えるんですが、その点についても再度御答弁願えますか。
あとは結構です。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

4点にわたって再質問をお受けしました。

まず、1点目のいわゆる教育標準時間認定児の早朝保育の対応についての関
連で、さまざまな状況が発生すると。今回、就労48時間っていう問題等々も
ございますし、それ以外にも想定し得ない部分も含めていろんな状況が発生
すると思います。そういった場合へのケース対応ですけども、基本的には一つの
ルールですんで、ルールを基本に、ベースに考えますけども、その状況状況に
よって対応しなければならない状況が発生するということも、それはなきにし
もあらずっていうように思いますんで、その辺については当然その園長の判断
でできる部分も、運用もあるかなっていうふうには思います。ただ、基本的な
方向性としましては、いまつくった、先ほど申し上げました対応でやっていく
というふうなことでございます。

今後、開園して始まったときにそういった内容がいろいろ出てきて、要望等々
がありましたら、それを聞ける体制があるのかどうかっていうふうな御質問だ
ったと思いますけども、当然先ほども申し上げましたように、先日も保護者説
明会の中でもそういった意見が二、三出ておりましたし、それをすぐにPTA
会議にも持って帰り、改めて園の実態とかを含めて、園長も含めて話をさせ
てもらいました。今後も引き続き、そういった声についてはくみ上げて検討して
いくというふうなことはしてまいりたいというふうに思います。その中で当然、
当初はそうではなかったですけども、運営していく中で、実態に即した形の中
で変更が必要な部分については変更もあり得るのではないかなっていうふう
には思います。

それから2点目、保育短時間が常時でないというふうな話でした。急な状況
があつてというふうな場合についても柔軟な対応ができないのかっていうふう

な内容ではないかなっていうふうに思います。これにつきましては、先ほども申し上げた答弁と同じ内容ではございますが、急な残業とか急用等が比較的多く発生する家庭につきましては、基本的には保育標準時間の認定を受けていただけるように、それぞれケース・バイ・ケースで保護者と向き合ってまいりたいというふうに思います。

それから、3点目の副食は町負担でっていうことですが、これについては、根本的についていうか、保育園方にある意味合わせたというふうなこともあるんですけども、従来でしたら3,000円の給食費を徴収させてもらってましたけども、幼稚園の場合はね、こども園に移ることで、主食代として月600円っていうことで、それ以外については保育料の中に含むというふうな、そういう形になってきますんで、そういう意味を申し上げました。

それから、4点目の利用時間に応じた料金っていうそもそもの発想ではなかったのか、長期休業中の話ですけども、これにつきましても、基本的なコンセプトというか考え方としまして、長期休業期間っていうのは1年間の園での生活における必要とされる定められた休業期間というふうに考えています。この期間については家庭教育やけじめある学園生活を家庭の中でしていただくっていうことで、休業期間についてはいろいろ庁内でも議論しました。アンケート調査もとって、保護者の方の御意見も聞きました。意外やったのは、長期休業期間っていうのはやはり必要という保護者の意見が大半であったということで、現在の幼稚園型の長期休業の設定、そういうふうに決めさせていただいたというふうなことです。料金につきましてはそのような考え方で、期間については7月21日から8月20日までっていう設定をしておりますけども、その間の保育料については従前どおりいただくというふうな、そういう考え方をしています。

○議長

はい、植田君。

○5番

最初の早朝保育の分についてはね、実態にも即して、もしね、そういう意見がたくさん出てくるのであれば実態にも即して変更も可能だというふうな答弁だったと思うんですが、それはやはりせつかく認定こども園という新たな制度でスタートして、なおかつ開園してるのであればね、そういう状況のときにはきちっと受け入れていただきたい。そういう保護者からの要望があれば、やっぱり実態に即した変更もしていただきたいというふうに思います。

それと、長期休暇のときのね、保育料の問題ですけども、いろいろ課長がいまおっしゃったんやけれども、やっぱり保護者にとってはかなり大きな負担

だと思っうんですね。ちよつとさっきの副食費のことについて、いままで保育園は保育料の中です出してましたよね。幼稚園は3,000円という給食費の中に副食費も主食費も含めて入ってたわけでしょ。主食がどうか、ごめんなさい私、わからへんけども、3,000円っていうのは副食費としての額として徴収してるわけですよね。それが保育料に変わって、副食費も含めて徴収する形になったんやけれども、丸々1カ月幼稚園に登園しないんであれば、あればですよ、やっぱりその副食費の部分は私は返すべきではないかなというふうに思っうんですね。

それともう一つ、少なくともね、全部毎月の保育料、給食費も含めた保育料を、8月もですよ、取るんであれば、預かり保育の費用まで取るっちゃうのは取りすぎちゃいますか。そこで納めてんねやから、預かり保育の部分はね、やはりそれは取らないでいくというのが私は基本だと思っうんですね。

これ、文教厚生委員会のときに、たしか山口委員長のほうから夏休みの開園はどうするんかという質問があったと思っうんですけども、そのときに、今後保護者の意見も聞いて考えていきたいということだったんですが、私、そのときのニュアンスとしてはね、8月も幼稚園教育的標準時間の子どもたちも保育をするというふうなニュアンスで受け取ってた。それは私の受け取り方が悪いんかもしれないんですけども、受け取ってんね。それが、いろいろ保護者の要望とかあれを聞いてみれば休園してほしいというふうな要望があつて、そういう状況に流れてきたとは思っうんですけども、保護者の中にはね、当然夏休みのお金を、保育料を納めるから、やはり夏季休暇の間も利用できないかという声もあると思っうんですね。そういう中ですすね、保育料は給食費も含めた保育料をもらうわ、その上、預かり保育をお願いしても預かり保育料を別に取られる、別に払わなければならないということは、保護者にとってやっぱり二重の負担になるというふうに私は考えてます。この点についてはね、もう少し再考していただくというふうな方向に検討していただきたいと思っうんですが、この点について再度御答弁をお願いいたします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

夏季休業中の取り扱いについては、いま議員もおっしゃいましたように、いろいろ庁内の中でもこの間をどうするかっていうことで議論してきました。6月23日に幼稚園の保護者対象の説明会もしたんですけども、そのときにアンケートや意見なんかもとりました。意外であつたんですけども、長期休業の期間中の対応については、アンケートが11名から意見としてあつたんですけど

も、長期休業に関して、そのうち9名の方が、やはりいわゆる家庭教育とのことも含めてですけども、けじめのある対応とかいうふうなことも含めて長期休業をしてほしいというふうな意見が大半でございました。そういったことも含めて、長期休業につきましては先ほど申しました期間設けるというふうなことにしています。

その費用負担の話につきましても、申しあげましたように、いま現在の幼稚園教育につきましても、考え方と同様な考え方で、町の方針としましては、先ほどもこれも申しあげましたけども、長期休業期間につきましては必要な1年間における期間というふうなことで、家庭教育やけじめある生活設定をしていただくという、そういうコンセプトのもとで、料金設定についても現行の幼稚園の状況を継承したような形ですけども対応させていただくということに決めさせてもらいました。考え方によったら議員がおっしゃるような二重の負担っていうふうなことも考えられんことはないと思うんですけども、いま申しあげましたようなことでの考え方で対応していきたいというふうに考えてます。したがって、改めてこのことについて再検証するっていうふうなことは、いまのところ考えてません。

○議 長

はい、植田君。

○5 番

一時預かりでお金を取ったりするわけでしょ、いわばね。ここにはそういう規定が一部にはあるけど、一部には適用しないって、そんな、まあ言うたらバランスの悪いっていうか、そういう保育料の設定になってるわけですか。そこは私はもう少しきちっと整備をする必要があると思いますし、新たな費用負担の部分であればですね、3歳児にとっては1万4,000円、いわば夏休みは行かないのに自己負担をしなければならない、一番高いところですよ、ならないという状況があるわけですから、それになおかつ、そこに預けるのに一時保育料が別途かかると、これはやっぱりどない考えても保護者への二重負担だと、行政にとったら二重取りではないかというふうなことを私は否めないと思います。そういう意味では、この部分についてはもう少しやっぱり担当課のほうで、保護者の意見も聞く中で検討していただきたいというふうに思います。

それと、もし今後、いまの段階ではね、夏休みの休暇、長期休暇っていうのを保護者、聞いた人数が私は少ないかなと思ったんですけども、一応夏休み休暇をとるということを決められたんですけど、今後保護者の側から、やっぱり夏休み、あけてほしいと、保育料も払ってるんだからあけてほしいというふうな要望が上がってくれば、それはそれでそういう対応をされる、そういう認識

でよろしいですか。その場合も同じ保育料で、保育料が上がることなくやるんでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

今後のことはもちろん、来年4月から新たなこども園としてスタートするわけですので、我々もいろんな角度、サイドから検討・検証を積み重ねてまいりました。その結果として、いま現在示させてもらってる内容で説明させてもらってきたことをございます。やってみて、これから運営していく中で、これは絶対無比なものであって変えるものではないというふうなものではもちろんありませんので、やっていく中でいろいろ制度の変更とかいうふうなことが必要であれば、それから制度上に瑕疵があるあるというふうなことが認められるようなことがあれば、それは当然柔軟な対応をしていかなければならないというふうには思ってますので、いろいろ開園してから保護者の意見を聞く場もこれから幾度となく持っていくと思いますので、そんな中で相談もお聞きし、対応もしてまいりたいというふうに思ってます。

○議長

植田君。

○5番

今後4月から開園して新しい制度になって、保護者がどういうふうな、その制度を使う中でね、要望が出てくるのかわかりませんが、ただ、その要望をきっちり聞ける体制っていうのはとっていただきたい。保護者に対するアンケートというような状況、本当にがらっと状況が変わりますのでね、そこら辺は保護者に対してアンケートもとって意見を聞くというふうにしていただきたいんですが、その点だけ再度お答え願えますか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

直ちにこのことについてアンケートを実施するというふうなことは申し上げませんが、通年的に、保護者、PTAとかできますので、通じていろいろ意見をお聞きする機会はずっと持ってまいりたいというふうに思ってます。そんな中で、アンケートが必要な場合は当然アンケートもとっていききたいというふうに思います。

○議長

植田君。

○ 5 番

幾つか私もいま説明をさせてもらいましたが、そういう意味では保護者からの意見を今後も十分聞いていただきたいというふうに思いますし、私自身も、そういう声を聞く状況についてはまた今後も質問させていただきたいというふうに思っています。

以上でこの件は結構です。

○ 議 長

はい、教育長。

○ 教育長

議員がおっしゃるようないろんな御家庭がございますので、そしてまた、この制度は子ども・子育ての支援の制度でございますから、柔軟には対応していくことは御理解いただけると思いますけれども、大原則としましては、どういう形で子どもさんを認定して、どこで引き受けさせてもらっているかということでございますので、その保護者の方の労働時間とかいうようなことも含めて、教育標準時間、いや、教育標準時間に当てはまらないよと色々なことがあって、福祉課のほうで認定してもらっての園児でございますので、その大原則だけはしっかりと踏まえた上で、そこでさらに必要があれば考えていくということでございますので、十分御理解賜りたいと思っております。

○ 議 長

教育委員会総務課長。

○ 教育委員会総務課長

それでは、2項目めで御質問いただきました就学援助制度の充実に関する御質問にお答えさせていただきます。

6月議会のほうでも答弁させていただきましたとおり、準要保護世帯を対象とした就学援助の扶助につきましては、学用品や通学用品などの扶助を国の基準に引き上げることを前提に検討しているというふうにしてます。したがって、来年度の予算要求につきましても、この国の補助単価に合わせた金額で予算要求を行っている状況でございます。教育委員会としまして、就学援助制度の拡充に対する必要性は十分に認識しているところでございまして、子どもたちが十分な就学を行える環境づくりのため、扶助額の充実に向けて努力し、義務教育の円滑な推進を図ってまいりたいというふうに考えています。

○ 議 長

植田君。

○ 5 番

いま課長のほうから、就学援助については国の引き上げた分のレベルまで引

き上げていくという、来年度からそういう予算要求をしてるということなんで、それはそれで財政当局はきちっと受けていただきたいというふうに思います。

私、もう1点ね、6月のときにお聞きしたのは、2010年度から対象品目が増えてますよね。クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、これについても、6月のときに支給品目の拡充をすべきではないかという質問を、単価の引き上げと同じく支給品目も広げていくべきではないかというふうに質問させていただいて、近隣でもそれを実施している自治体があるというふうにも紹介をさせてもらいました。この点についてはどのようにされようとしているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

先ほどの答弁でありますけども、基本的に補助単価の見直しについては、その単価の見直しに応じた額の増額を図っています。

いまありました補助項目につきましては、クラブ活動費、生徒会費やPTA会費等々の追加項目についての対応はどうかということの再質問かと思えます。これについては近隣の状況なんかも含めて検討してまいりたいというふうなことであったんです。近隣の状況を確認しますと、例えばクラブ活動費につきましては、斑鳩町のほうでは中学校の補助をしてるとか、生徒会費やPTA会費につきましては安堵町で実施してるとかいうふうな状況は確認してるんですけども、いま全体としましては、これらについての準要保護に対する補助というなのには至っていないという状況がございます。したがって、いま現在、町の財政状況も含めまして、ここらまでへの拡充ということの予算要求にはなってございません。

○議長

植田君。

○5番

いまちょっと課長のほうからあったんやけど、斑鳩町はクラブ活動費も生徒会費もPTA会費も全てその対象にしていますので、クラブ活動費だけではないということをおきたいと思えます。安堵町についてはおっしゃったとおりで、三郷町も6月の質問させてもらったときに現在検討中ということだったんですけども。

就学援助を必要とする家庭っていうのは、やはりそれなりに苦しい家庭だと思うんですね、経済的に。そういう中で、子どもたち、中学校に上がったときに、あるいは小学校でもクラブはあるかと思うんですが、やはり家庭のそうい

う経済的理由でクラブがね、クラブ活動に参加しにくいっていう状況っていうのは、私はもう避けなければならないと思ってるんです。どの子もやはり中学校、小学校生活を等しく受けられる状況というのは必要だと思うんですけども、そういう意味ではね、生徒会費もP T A会費もそうですけれども、一遍試算をしていただいてね、そういう中でね、本当にできないのかどうかということも含めてですよ、これはぜひね、4月からは無理なのかもしれませんが、できるだけ早い時期にそういうところへの拡充もね、やっぱり進めていただきたいなというふうに思うんです。よく、認定こども園をつくるときに、同じ教育、同じ保育とかおっしゃってたんやけども、同じ教育であるべき小中学校の中で経済的理由でそれができないっていうのは、やはり平群町としては回避しなければならない私は問題だと思うんですが、この点については再度御答弁をお願いいたします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

いま植田議員がおっしゃったことについては全くそのとおりだと思います。経済的な理由でいろいろ学校、就学ができないというふうなことはあってはならないというふうにはもちろん思ってますので、その点については全く教育委員会としても同じ立場で考えております。その中で最低限のセーフティーネットをどう構築していくかということを考えていきたいと思えます。一方、町の町費を支出していただくに当たっては、やはりそこはそこで試算もして研究していきたいと、教育委員会としてはそういう姿勢は持っておきたいというふうに思っています。いずれにしましても、町の姿勢としましては、いま議員もおっしゃいましたように、子育て環境の充実化、子どもの歓声が聞こえるまちづくりということを標榜してるわけですから、そういうことも含めて、近隣の状況や財政の状況もあるんですけども、研究はしてまいりたいというふうには思っています。

○議長

植田君。

○5番

教育委員会のほうからは、等しく子どもたちが同じ状況での教育を受けられるということは、それはもうそうだというふうに御答弁がありましたので、これは財政当局のほうでやっぱりそういう状況をね、平群町ではそういう状況がきちっとできているというふうな形で、私はできるだけ早くこれも、対象品目の拡充も進めていっていただきたいと。今後ともまたこの問題については質問

させていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、植田君の一般質問をこれで終わります。

発言番号4番、議席番号9番、山田君の質問を許可いたします。山田君。

○9番

議長の許可をいただきましたので、通告に基づいて質問をさせていただきます。町当局並びに町長のお考えをお聞きしたいと思います。

町道川原路線の道路拡幅について、旧平群西小学校の利活用について、2点お伺いします。

まず1点目は、町道川原路線の道路拡幅、特に竜田川駅前南側南踏切から椿井橋交差点間の未拡幅部分の道路拡幅についてお伺いをいたします。

この件につきましては、これまでもたくさんの議員から質問されており、椿井交差点からみやまエショウガ工場までの間や、旧三宅医院前のカーブ部分の拡幅等、可能な部分についての拡幅が行われてきました。しかし、平成18年度以降は特に大きな進捗も見られず、平成20年7月、21年12月には、地元自治会を中心に九つの自治総代会長の連名による川原路線拡幅の要望書が提出をされてきました。実際、町道川原路線は、バイパスの潤いとともに交通量増加に伴う渋滞を避けるための迂回車両が増加し、生活道路として通学・通勤の安全確保に支障を来す傾向が強くなってきています。

町としては、この間いろいろな方面への調整等、努力をさせていただいていることは十分理解するところではありますが、一刻も早い解決とともに、せめてできる部分からの道路拡幅実施も含め、拡幅計画及び交渉状況、今後の見通し、町の考え方について、平成23年12月議会において質問をさせていただきました。当時の答弁としては、当該場所は地籍の混乱地であり、民間の境界紛争が起り、土地の境界が未確定な状況であり、数年にわたり関係する地権者への事業説明や土地調査の協力の交渉を重ねてまいりました。結果として、ことしの9月に関係する地権者から土地の調査を行うことについての理解を得ることができたところであるとのことでした。今後の見通し及び町の考え方としては、地籍混乱地の現地調査を行い、地図訂正や地籍更正を実施し、25年度以降に、補助メニューの検討も含め、早期の事業着手に向け積極的に取り組んでまいりたいとのことでした。

そこで、4点お聞きします。

まず1、これまでと現在の自動車の通行量の変移状況について確認をされているのでしょうか。

2 番目、23年12月以降これまでの経過についてご説明をいただきたい。

3 番目、現在の状況と問題点について説明をいただきたい。

4 点目、今後の方針とスケジュールについてご説明をいただきたい。

次に2点目は、旧平群西小学校の利活用についてお伺いします。

この質問については、本年3月にも同様の質問をさせていただきました。当時、町は二度の地域公聴会並びに説明会を開催し、跡地利用についてはまだまだ入り口の議論であるが、地域の方に非常に関心を持っていただき、今後計画を策定していくに当たり一定の成果であった。そのほか、記念館、歴史資料館、6次産業化の推進拠点、福祉団体への施設貸与と四つの利活用案等を示されましたが、土地の所有権等の問題が解決していない現状では、民間への売却や一括した賃貸借については現実的ではないということもあり、公の利用ということで複合施設としても検討していく考えのもと、26年度町予算において、基本計画立案、平群西小学校跡地利活用基本計画検討業務を実施するための費用を確保されました。予算としては当初700万円でしたが、その執行状況及び発注についてはどういった職種の業者によるもので、現在の検討の方向性及び進捗状況についてはどのようになっているのか、お聞きします。

2点目は、土地等の権利の問題ですが、説明会の中でも、町有地以外に7カ大字の共有地と民間6名の共有地等が含まれており整理が困難であるとのことであるが、土地地権者との協議、土地の整理は今後どのようにされるのかとの私の質問に対し、今後再利用を検討するに当たっては、権利関係の整理に向けた努力はしていかなければならないと考えているとの答弁でありました。また、その後の議会での他の議員の同様の質問に対しても、各自治会の地縁団体の認可の問題や、個人名義についての相続の複雑な問題があり、調査費用と時間が相当必要になるが、利活用を検討していく課題として方針を決定していきたいとの答弁でございました。その後の土地の権利関係の整理、問題解決へ向けた動きはどのように進んでいるのでしょうか。また、権利関係の追跡調査は行われているのでしょうか。現在の状況についてお答えをいただきたい。

3点目は、3月議会での私の本庁舎としての利用についての提案に対し、貴重な意見として、一つの選択肢として検討する事項に加えていきたいとの答弁をいただきましたが、現在、本庁舎も視野に入れた検討になっているのでしょうか。その後の状況についてお答えをいただきたい。また、本庁舎としての利用に際しての改修工事費等の補助メニュー等の検討・調査は行われたのでしょうか。その点についてもお答えをいただきたい。

4点目は、平群町の公的施設全体を考えた検討になっているのでしょうか。最近、住民説明会などでよく耳にします文化センター構想も加味された全体構

想になっているのでしょうか、お聞きします。

以上、大きく2点について明確な御答弁をお願いいたします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、町道川原路線の拡幅についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の交通量調査の変移でございますが、最近本町での交通量調査の実績はありませんが、県郡山土木事務所におきまして、樺井交差点付近の交通量調査を、昨年6月に休日と平日とそれぞれ2回に分けて実施をされており、その調査の中で、町道川原路線における車両の道当たりの通行台数も調査をされております。結果としまして、休日の昼間の交通量が1日2,226台でありました。平日につきましては1日2,649台という結果が出ております。また、来年の2月ごろには、同一箇所におきまして樺井橋供用開始後の交通量調査も行うという予定であるという確認をしております。

2点目の平成23年12月以降の取り組みでございますが、地図訂正や地籍更正など、道路拡幅に向けた用地の整理を関係地権者の協力のもと実施をし、平成25年3月に完了いたしております。

3点目、現状と問題点でございますが、平成26年度において予備設計の業務を発注し、現在、道路の線形や拡幅の検討業務に着手をしたところでございます。本年11月に地元自治会並びに関係地権者を対象とした説明会を開催をし、これまでの取り組みや経過を説明をしております。地権者並びに地元地域の方々の理解と協力が不可欠であり、また財源の確保も重要な課題であるという認識をしております。

4点目、今後の予定としましては、現在実施をしている予備設計業務の中で、道路の線形や幅員構成などの計画案を年内中に作成をする予定となっております。年明けに再度地元説明会を開催をしたいという考えでおります。その説明会の中で、地元の自治会の皆さん方や関係地権者の方々に一定の理解が得られた後に、事業計画の立案、さらには概算事業の算出、補助メニューの検証等を行って、道路用地に係る関係地権者との予備交渉も含めて取り組んでまいりたいと、このように考えておりますのでよろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長

山田君。

○9番

ありがとうございます。大きく前進しているなという感じを受けます。いろ

いろと努力していただいていること、よく理解できるんですけども、何点かだけちょっと質問させていただきたいと思います。

まず1点目、通行量の変移なんですけども、今年の6月に県のほうで調査をいただいているということで、その状況、台数もいま報告をいただいたんですが、1日ということで答弁いただいたんですけど、当然、県のほうでも時間的な配分で1時間単位の台数も把握されてると思う。それはいま報告いただく必要はないんですけども、新しく樺井橋が新設をされまして、交差点が改良をされまして、川原路線の青信号が私の感覚では少し短くなったのではないかなというふうに感じて、通行できる台数も少し短くなったように思います。そういった意味で、迂回車両も減るのではないかなというふうな気もするんですけども、ただ、今後今計画をされていますコーナンやイオンの新設によって、本線の国道の渋滞がどういった状況になっていくかっていうのがいま予測できない状況。そのことによって迂回車両もまた増える可能性もあると思うんで、いま県が行われた調査を、県が来年2月には再度調査を行うという予定であるということをございますが、コーナン、イオンが開設された以降に、町として、どういった車の台数の変移があったのかということも重要な今後の道路情勢。その辺の迂回車両、安全対策についても重要なことが出てくると思うんで、その辺について調査を実施していただきたいと思うんですけども、そのことについて御答弁をいただきたい。

2番目ですが、これまでの経過ということで、地図訂正、地籍更正が大変困難を来す可能性があるということで心配をされていたと思うんですが、それが無事に整理が完了できた。これが先ほど申しましたように大きな前進であるかなと思うんですが、そのことはそれで結構です。

3点目なんですけども、現在の状況と問題点ということで、地元の説明会を11月に行われたということで、どういった意見が地元の説明会で出たのかなということをお思いますので、何点かありましたら報告をいただきたい。

それから、4番目の今後の方針とスケジュールでございます。道路の線形や幅員構成などの計画を年内に作成して進めていきたいと。今後、年明けに地元の説明会をやった後にですね、補助メニュー等具体的なことも考えていきたいということなんですけども、当然、地権者の方の同意や地元の理解を得ることということが一番大事。また、地権者の交渉が一番いろんな問題で協力いただくということが大事になってくると思う。そういった中でですね、最終的めどというのはなかなか言いにくいと思うんですが、町としての目標といいますか完成目標時期というんですか、これから線形というんですか、地元の意見と地権者の協力の程度によって道路幅員とかもいろいろまだまだ決定していかなければ

ならない部分もあると思うんですが、ある一定の目標となるめど、時期ですね、町としての目標としてお答えをいただきたいと思います。

以上3点、よろしくお願いします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、再質問にお答えをいたします。

まず、1点目の町として交通量調査をするのかどうかという御質問でございます。ただいま議員が述べていただいたとおり、国道バイパスにおきましては、イオンあるいはコーナンなど大規模店舗の出店によりますますさらなる交通量の増加というのが予測をされるということでございます。したがって、この川原路線につきましては国道の補完道路であるという位置づけにもなっておりますので、この交通量の実態を把握するという必要性は十二分にあるという認識はしております。これはちょっと時期は申し上げることはできませんけれども、必要に応じて交通量調査を実施してですね、歩行者、二輪車、また当然普通車というその辺の時間的な状況把握というのにも努めてまいりたいということで、このことについては前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、2点目でございます。11月の27日に地元の説明会を開催をしたところでございます。重立った意見でございますけれども、一つは、川原路線は南の玄関口であるので、それにふさわしい道路にしてほしい。それと、大型車両が通行できるような、そういう広い道路ではなく、あくまで地域の生活道路であるので、一般車両と歩行者が安全に通行できる、そういう歩車道分離のそういう道路形態にしてほしい。当該道路は長年の地元の要望である、懸案事項でもある。そういったことで、今後事業に着手するならば、ぜひ完成してほしい。途中で休止することがないように、必要予算については優先的に確保してほしいという、重立った意見としてはそういったところで、事業に対して前向きな、積極的な御意見をいただいたということでございます。

続きまして、3点目でございますけれども、事業期間はいつごろを考えてるのかという、そういった再質問であったかというふうに思いますけれども、先ほども、今年度の予備設計業務の中で線形や幅員構成などの計画を立案したいという、そういった旨の答弁をさせていただいております。あわせて概算事業費も算出をしたいというふうに考えております。同時に補助事業のそういう協議も行ってまいりたいということで考えております。その計画の中でおおむねの事業期間というものも設定をしたいというふうに考えておりますけれども、このこ

とにつきましては財源が伴いますので、町の財政部局とも十二分に調整を図ってまいりたいという考えでございます。議員が述べていただいたとおり、やはりこの道路拡幅事業という性質上、事業用地の確保、すなわちこれは地権者の協力なくしては事業は成り立たないと言っても過言ではないというふうに考えております。引き続きまして地元、地権者の方々と合意を図りながら慎重に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長

山田君。

○9番

ありがとうございます。

1点目、通行量については重要さを、必要性も十分あるということで、実施していくということで御答弁をいただきまして、よろしくお願ひします。

もう1点は、地元の意見なんですけども、南の玄関、まさにそのとおりであると。生活道路ということで大型車両が通らないように、その一方で、歩車道を分離して通行の安全を確保してほしい。まさに南小学校であったり幼保園であったり、通学路の一部でもあります。そういった意味でも、歩行者、自転車等の安全の確保を図っていただきたいということで、地元の積極的な意見をいただいた。地元としても九つの、先ほど言いましたように自治会総代会から要望書が提出されたということで、待望されているところでございます。ありがとうございます。

もう1点、スケジュール、時期なんですね。概算事業費や補助メニュー等も地元の説明会を行った上で模索しながら、財政部局とも相談をしながら進めていきたい。まさにそのとおりで、この道路行政については地権者のご意向もあって、時期的なものはいつも、県であってもなかなか答えていただけない。本来であれば3年をめどとか5年をめどとかいうことで答えていただきたいのが私たちなんですけども、答えていただけないというのは、これはある意味いたし方ないかなというふうに思うんですが、この川原路線については、まだまだ平群町はいろんな懸案事項である道路拡幅しなければならないところもいろいろございますが、まず川原路線については一定確実に確認に向けて進んでいるという町側の考え方も理解をしましたんで、この質問については以上で結構です。

2点目よろしくお願ひします。

○議長

はい、政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、山田議員の2点目の御質問にお答え申し上げます。

旧平群西小学校の利活用についてでございます。その中で再度の御質問をいただいております1点目でございますが、跡地利用計画の検討業務の発注と進捗状況についてでございます。発注につきましては、測量建築コンサルタントで建築一般、地区計画、地域計画の実績のある業者を選定いたしまして、指名競争入札により業者決定を行ったところでございます。

次に、業務の進捗状況でございますが、現在、西小学校の概要ということで、立地をしております用途地域、また建築物の建築構造、建築確認、設備等の状況を踏まえての計画付与条件や関連法制度の整理・検討を行い、利活用の機能について評価を行ったところでございます。その結果、跡地事業として利用が可能な用途の選定が完了したところでございます。それを受けまして、次に、西小学校の構造を大きく変えることのないような各機能の利用区分について、現在まだまだ検討の途上でございますが、平面的な検討を行っているところでございます。

次に、質問の3点目でございますが、西小学校を本庁舎としての利用ができないかということでございます。役場本庁舎につきましても、利活用の機能評価の一つに加えて検討を行ってまいりました。結果としてでございますが、西小学校に役場庁舎を設置する場合、新たに開発許可が必要となり、開発許可を得るためには都市計画上の規定に該当する必要があるとございます。そこで、現在市街化区域内にある役場本庁舎を市街化調整区域に機能移転させる都市計画上の論理的な理由に非常に欠けるということから、役場場庁舎への転用はハードルの高いものとなっておりますということでございます。

次に、費用の件でございますが、仮に本庁舎として転用した場合の改修費用についてでございますが、現在、財政当局の中で調査・検討している範囲では、補助金メニューはちょっといまのところ見当たらないということで、もし改修を行うとすれば町単独費か、もしくは一般単独債での対応となるということでございます。

次に、4点目の町全体の公共施設の全体構想に文化センターが加味されておられるかということでございますが、文化センター構想につきましては、老朽化いたしております中央公民館と手狭な図書館といった住民ニーズの比較的高い施設を平群町の顔となるべき駅周辺事業とマッチングさせることによりまして、にぎわいのあるまちづくりを創造するための事業として検討しております。あわせて、このエリアにつきましては、現在の町役場、平群小学校、中央公民館、あすのす平群、商工会など、いわゆるシビックゾーンということでの形成がなされておりますことから、平群町の中心部である平群駅周辺の公共施設整

備を大きな意味で捉えての全体構想として検討しておるところでございます。
以上です。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、旧西小学校の跡地利用に関する質問の2点目の、土地の権利問題に関する御質問にお答えさせていただきます。

この件につきましては、議員お述べのように、また6月の議会での井戸議員の一般質問でもお答えさせていただき、所有権移転登記に要する調査の費用と時間が必要であり、その結果を踏まえて方針を決定していきたいというふうにしておりました。現時点での進捗状況としましては、まず個人名義で借地をしている地権者の代表の方につきましては、買収を前提とした交渉をさせていただきました。その結果、学校用地でもあり、今後も利活用できない土地であることから、町の意向には協力的に応じていただける、そういった感触を得ております。今後、登記名義人との相続関係の整理ができた時点で再度交渉に応じていただけるようなことで、交渉を現時点では終わっております。また、大字名義の土地につきましては、現在、法務局とも課題解決に向けて相談を繰り返しており、所有権移転するに当たっての手法も含めて課題整理をしているところでございます。今後とも相当困難な作業も予想されますが、関係課とも連携・協力しながら、課題解決できるところからクリアしていきたいというふうに考えています。

○議長

山田君。

○9番

それでは、何点か再質問をさせていただきます。

1点目、現在の検討の方向性及び進捗状況については、指名競争入札で、用途等の整理をしていくと。可能な用途についてを出して、現在はこういったものにしていくか検討中ということでの答弁。検討中ということで、この件については結構です。

私のほうからの2点目の土地の整理の問題なんですが、地権者の方と交渉を現在されているということ。相続関係については整理を、ちょっとわかりにくかった、されているんですか、されたんですかどうか。相続関係の整理をされたのかどうか。相当困難な部分も予想されるということで、どういったことで困難な部分が予想されるのか。この件についてはどういう形で業務をされているのか。例えば、このことについての専属の職員なり、職員以外の方でも臨時

職員の方でも、このことについて対応されているというか業務に従事されているのかどうか。この点についてお答えをいただきたい。

3点目、本庁舎も視野に、検討になっているのかということなんですけど、よくわからなかった。開発許可も必要であってハードルが高くて、論理的に欠けるとおっしゃったかな、難しいということであったと。改修費用について補助メニューは見当たらない。改修するとなると、当然もともと学校なので、役場っていうのは機能が違うので、ある意味、現在の耐震性能は図られないんで、当然耐震ももちろん壁をぶち抜くことによって出てくるんで、耐震という意味で補助メニューは本当にはないんですか。そうすると、この庁舎を耐震化するときには単独費でいかなければならないんですか。そういうお答えですよ、いまの答えは。その点についても一つわからなかったんで、もうちょっとわかりやすい言葉でちょっと説明をいただきたい。何か私、もう一つ、どうなの、できるの、できないの。しようとする考えがあるの、ないの。このことをお答えいただきたい。

4点目もちょっとよくわからなかったんですけど、ずーっと聞いてまして、もうちょっとわかりやすく説明いただきたいんですけど、要は、この辺はシビックゾーンであるので、文化センターについては駅周の中で、駅前の中で考えていきたいというお答えだったんですかね。この辺は、中央公民館はどうするんですかということも含めて、いまお答えできないでしょうけど、考えられているんですか、どうなんですかということ、トータル的に考えられているんですかということをお聞きしてるんですよ。文化センターをどこへ持っていくとかいうんじゃないしに、いろんなことを含めてですね、西小学校の跡地をどうするかということ、文化センターの構想、中央公民館をどうするんだ、本庁舎をどうするんだということとトータル的に考えられているんですかということをお聞きしてるんです。

以上のことについて御答弁をお願いします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

現在の状況で相続関係の整理はどのような状況になってんのかという、まず1点目の御質問でありました。ここの土地につきましては、先ほどもありましたように、大半は平群町の土地なんですけども、それ以外に大字の共有名義のところ、それから個人名義のところは1筆、それから個人名義で7人の方で共有しておられる土地が1カ所あります。そういう意味じゃ四つに分類されるんですけども、それぞれについていろいろ課題もございます。それとこれ、いず

れの土地につきましても明治期の登記案件、物件でありますので、非常に古すぎて、法整備につきましても糸をほぐしていかなければならないというふうなこともございました。そんな中での話として、一つ、個人名義の分につきましては、これは一応現行の考え方、法律的な考え方につきましては、家督相続につきましては、昭和22年以前の相続につきましては基本的に長男が相続っていうことに法的にはなってるということで、お1人の方が相続され、その方の相続人が4人おられるということで、そこまではこちらのほうでもつかんでおります。それからもう一つ、共有名義につきましては、これについては面積的には70平方メートル程度の面積なんですけども、公簿面積ですけども、この対応については非常に、弁護士にも相談をさせてもらってるんですけども、なかなか対応が難しいというふうなことを聞いているのが現状でございます。それから大字名義につきましては、法務局とも協議の中で、これは戦争が終わってからの対応での特別対応なんかも含めてあるというふうなことも手法として可能性があるというふうなことも聞いてますので、繰り返し法務局とその辺についての詰めを行っていくというふうなところでございます。困難っていうことも含めて申し上げますと、いま申し上げましたようなことでございます。

それから、この案件についてどのような形で町が業務を進めているんかというふうなことですが、これについては、基本的には旧の西小学校は教育委員会の管理物件でありましたので、基本的な対応としましては原課がその整理をしていくということなんですけども、余りに難しい案件でございますので、これについては管財を担っております政策推進課と協働で事務処理をしてるというふうなことです。これだけを専従でやるというふうな体制ではしてないですけども、教育委員会と政策推進課との間で連携しながら対応しているというふうな状況です。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、再質問にお答え申し上げます。

3点目の庁舎利用の関連で、どういう部分での協議を行ったのか、また、どういふ原因で非常にハードルの高い話になっておるのかという部分でございますが、基本的に、現在、庁舎については市街化区域の中で現存しておるわけでございます。今後いまの西小学校の区域、いわゆる市街化調整区域の中に仮に庁舎を移転をする、開発行為行って建てかえるということじゃないですけど、移転をさせるという部分について、そうすると、なぜその施設を市街化調整区域に立地することが必要なのかということが、なかなかそれを立証して

いくために相当な理由が必要になってまいるという部分でございます。そういう意味を指しまして、非常にハードルの高い話になるのではないかというふうなことで御説明申し上げたところでございます。あくまで都市計画法、諸法に基づく土地利用ということでございますので、その辺はどういうふうな法律の見解があるかということも含めて、いま現在の段階で検証した範囲の中での答えということでございます。

続いて、4点目でございますが、文化センターの構想とあわせて町全体の公共施設の整備構想という部分でございますが、いまの時点で全ての公共施設を網羅した形での具体の整備構想というのは、土地利用計画等々においての立地の考え方をお示しをしたものでございまして、個々具体の施設については、具体的な計画等については、いま現在立てておらないというのが現状でございます。その中で文化センターをどのように位置づけをしていくのかということでございますが、文化センター自身、先ほど申し上げましたように、この吉新エリア、特に平群駅を中心とした区域については、いまで言うたら役場庁舎、また公民館、あすのす平群、小学校といった公共施設がある意味集約されている施設でございます。そういったいま現在で成り立っておる施設をいかに活性化をしていくのかということ考えた場合、文化センターをいまの位置というよりも、そのエリアの中で立地誘導していくのがいいのではないかというふうな構想の中で現在検討を行っているというところでございます。

○議 長

山田君。

○9 番

土地の整理なんですけど、いろいろ説明をいただいた。ハードルの高いところを説明をいただいたんですけど、ハードルが高い部分が大変だということは分かるんですけど、相当な困難になんのかどうかというのはもう一つ理解できないんですけどね、それはそれでいいんですけど、見解の相違なんですけど、いま、政策推進課と協働で整理をやっていることの御答弁をいただいたんですけどね、そんなことで本当に進むんでしょうかというのがまず一つの疑問ですよね。整理をしようとするのであれば、それに対する、よく役場がおっしゃるプロジェクトチームやということで、人事についても専属にする必要があると思うんですよ。何かをやりながらやるということはね、なかなか進まないと思いますよ。いろいろとおっしゃったけど、個人7人の共有地だって、このことを僕が聞いたかったのは、この7人の方は相当昔の7人なわけでしょ。それから相続が進んでいってるわけでしょ。当然7人の方、もう生きてられるとは思いませんよ。そうするとかなり複雑になってるわけでしょ。いま、公的で

あれば町として、公務として追いかけるわけでしょ、ずーっといろんな市町村の戸籍も含めて。そのことをしようとする、そんなほかの業務をやりながらできますか。このことは人事、副町長かな、そら職員は業務が大変ですよ。でも、当然大変だから臨時職員をいろいろ雇用されてるわけでしょ。そのことについて精通した方を雇用するというのも可能なわけでしょ。ということは町の姿勢でしょ。町が本気になって整理をする気があるのかないのかでしょ。そんな、整理をしろ、しろって言ったってできるわけじゃないですか。これは担当課では答えられないと思います。このことについてどういう体制で考えられているのかは、町長なり副町長にお答えをいただきたい。

それから次に、庁舎のことですけど、ハードルは高い、わかりますけど、私も建築士でありながらわかってない部分があるんです。基本的に、行政が公的な機関であつたり何かをしようとするのは不可能ではないと思うんです。それは個人的ないろんな資産的な考え方じゃなしに、要は公共のためですからね。そういう意味では、町がそのことをする気があるのかないのか、お聞きしたい。考えにする気はない、それはする気がないから私は間違いだとは言っていないですよ。いまの御答弁だと、町としてそれは考えていないという御答弁なのかなと思うんですけど、それやったらそれで結構なんですよ。町としては西小学校の跡地を本庁舎として持っていくことは考えていない、そのことだけでいいと思うんですけど、ハードルがある理由にせよですね、そのことをはっきりとお答えをいただきたい。どうなのかということ、私が提案してるんで、町の考え方をお聞きしたい。

もう一つなんですけど、トータル的に考えていただきたいっていうのはね、いまいろんな懸案事項になってます幼保園の通園バスや南保育園の跡地の問題、学校再編制アクションプランの2校案の継続、それからバイパス沿いの中央保育所の、私の考えですけど、跡地を売却によつたら駅周事業のいろんな問題の出てるのではないかなと私は思うんです。それから、今後の中央公民館のあり方、跡地をどうするのか、文化センターをつくったときですよ。本庁舎の耐震化、いろんな問題を含めてね、考えていく必要があるのではないかなと思うんですよ。そのことがないまま、南小学校の廃校の2校案プランについてもですね、そのことがいつまでたっても続いてるんでいろんな問題が出てくるのではないかなって私は思うんでね、この機会にね、平群西小学校の跡地の活用を考えるとですね、トータル的に役場のことも含めて考える必要があると思うんですけど、そのことをお聞きしてるんですけど、そのことについての町の考え方も含めてお答えをいただきたい。

○議 長

はい、教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

権利関係の話で再質問がございました。それに先立ってちょっと訂正させていただきたいと思います。私のほうで先ほど答弁で、個人の共有地については7人と申しあげましたけども、6人です。7ってというのは大字の共有が7大字やというふうなことで、改めて確認させていただきたいと思います。

事務の進捗ですけども、当初は本当に雲をつかむような話かなっていうふうに思っておったんですけども、糸をほぐしていきますと、先ほど申しあげましたように、個人用地につきましては一定の、何て言うんですかね、法律の中で、超法規とは言わないですけども、古い法規との関係も含めて、法務局とか弁護士とか相談する中で一定の糸口がつかめてきてるっていうふうな状況であります。個人の共有地につきましても、ただ、これは今後職員が足を運んでっていうことも必要な部分もあるんでしょうけども、それよりむしろ専門性が非常に高いことということで、これも法務局や弁護士等との法律上の専門家に相談をかけることによって対応していくっていうことが多いかなっていうふうに思います。場合によったら訴訟を含めてっていうふうなこともお聞きしてますんで、そういう形で対応していくって意味で、いまの体制で当面はいけるんじゃないかなっていうふうに思います。場合によったら、事のでんまつにおきましては当然、専従事務職員が必要になるっていうふうなことがありましたら、それは人事のほうでまた考えていただくように要請するというふうにはなりません。

○議長

はい、町長。

○町長

議員ご指摘のとおり、現在平群町にはさまざまな課題がございます。特にですね、いま質問の中にもありますように、本庁舎旧館の耐震化、そして公民館の耐震化というのが最も急がれる二つの大きな課題でございます。その中で、まずは公民館を優先して今回やっていくと、プロジェクトチームを立ち上げて文化センター建設に向けて取り組みを行うと。当然、公民館の跡地について考えなければなりません。公民館の土地につきましては本庁舎と関係する部分があるかと思えますんで、その辺は十分、あわせて、議会の皆さん方の御意見も聞きながら慎重に検討していくということでございます。当然、当初は文化センターと図書館と本庁舎を一遍にやるということも考えました。しかしながら、それをやるためには、それは相当の財政的負担がありまして、現実的ではないということで、本庁舎と文化センターは一応分けて考えると、こういうこ

とになっております。順次整備していかなければならない課題でございますが、いま現実におきましては文化センターを駅前に立地させていただくと、そして、公民館の跡地につきましては本庁舎との関係を重視しながら検討していくと、こういうことでございます。

先ほど、開発計画上の論理的な理由に欠けるということにも一部あらわれておりますが、西小跡につきましては、そこへ本庁舎を持っていくということにつきましては、平群町全体の町民の利便性を考えるときに、西小のほうへ持っていくということは適切ではないというふうに私自身は判断をいたしております。

○議 長

山田君。

○9 番

町長、答えていただきましてありがとうございます。権利関係については、いま担当課長のほうから、それなりに必要があったときにはまた相談するということだったんですけどね、それは担当課長のほうからお答えになるのはそういうお答えになるしかないかなと思うんですけど、町がスピーディーに権利を整理しようとするのであれば、それ専属の担当者の方をつけるべきだと私は思いますよ。当然、だから担当の方からはいつまでにやるという返事は多分できないと思います。スピーディーにやることによって、いろんな方向性の検討についてもスピーディーに対応できると思うんです。その辺の考え方はつけるべきだということで私は指摘をしておきます。

それと、もう1点、庁舎を持っていくことについては住民に不便をかけるということをおっしゃったんですけどね、私、前も言ったんですけど、駅前に出張所、特に必要な住民関係等の出張所を設ければですね、本庁舎が遠くであろうが特に大きな支障は来さない。逆にですね、私は、シャトルバスを使う、それを通園バスにする、そういった動きによってですね、町全体が活性化すると思う。耐震性にすぐれ、非常時にはそれが本部として十分機能をする。また、西小学校を使っていた地元の方々にとっても、活性化のある施設として人がそこに集う。施設が大きすぎればほかの用途にも使う。人が集まる。そこには体育館もあるんですよ。僕は十分検討する部分だと私は思う。それは私の考えが必ずしも正しいということは申しませんが、私はそのことは必要であるということをお申し上げまして、一般質問を終わります。

○議 長

それでは、山田君の一般質問をこれで終わります。

午後1時45分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0時20分)

再 開 (午後 1時45分)

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号5番、議席番号4番、森田君の質問を許可いたします。森田君。

○4 番

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして3点質問いたします。町長初め町当局の皆様には、質問に真摯に向かい合っていていただくことを冒頭お願いいたしまして、質問に入ります。

1点目は、国道から町道に迂回する町道の改良についてお尋ねします。

町内には、市街地を南北に貫く国道168号線、国道バイパス168号線が通っておりますが、国道バイパス沿い南都銀行平群支店の南側に、来年4月、イオン系スーパー、ザ・ビッグエクストラ平群店がオープンすることになっており、現在工事中であります。このザ・ビッグエクストラの住民説明会の資料によりますと、1日の発生交通量は2,437台、最大3,500台、ピーク時の1時間当たりの発生交通量は351台となっております。昼間や土日、祝祭日は相当渋滞することが懸念されます。また、椿井でホームセンターコーナン平群店の建設計画もあり、コーナンの住民説明会の資料には出店による発生交通量の記載はありませんが、敷地面積、店舗面積、駐車台数などを加味しますと、イオン系スーパーより多くなることがわかります。

そうすると、いままで経験したことのないような日常的な渋滞が発生することが予測され、いまでも時々道の駅の前あたりで渋滞してるのを見かけます。渋滞になればなるほど、町内の道路を熟知したドライバーは少しでも早く目的地に着きたいと、渋滞を避けるため国道168号線や国道バイパスから町道に迂回してくることが十分考えられます。しかし、これらの町道は歩道もなく、道路幅が狭い危険な町道になっていると思われます。町は住民の生命を守るだけでなく、ドライバーが交通事故を起こさないように、また安全に運転できるように、危険な町道を至急改良すべきと考えます。もう少し具体的に申し上げますと、国道168号線椿井交差点から平等寺交差点までの区間の町道への迂回、国道バイパス平群交差点から菊美台交差点までの国道バイパスから国道1

68号線への迂回が必要ではないかと思われます。

そこで、3点にわたりお尋ねします。

1つ目は、大井手線のことですが、改良計画があるのですか。といいますのも、私の9月議会の一般質問で、危険なサイクリングロード、ならクルを取り上げましたが、一部区間では軽四でもすれ違いができず、対向もできない危険な道路になっております。また、4月にはゆめさとこども園が開園しますので、子どもの送迎車も通ると思われますので、改良が急務と思います。

2つ目は、大井手路線以外の国道168号線、国道バイパスの迂回路となる可能性が高い町道川原路線、平群駅前線の近鉄踏切からバイパスまでの区間などの改良計画の進捗状況、また今後のスケジュールはいかがなっておるのでしょうか。ただ、川原路線の改良につきましては先ほど山田議員の質問にお答えいただいておりますので、これについては答弁は結構であります。ただ、目標をきっちり決めて事業を進めていただきたいことはお願いしておきます。

3つ目は、都市計画道路平群西線の平群交番からバイパスまでのことですが、事業化の進捗状況はいかがなっておりますか。また、今後のスケジュールはわかりますでしょうか。なお、町政策基本体系によりますと、道路の新設改良事業の26年度の実施における現状と課題が示されておりますが、もう8カ月たっておりますので、その確認の意味も含めましてお尋ねしております。

2点目は、町の遊休地の利活用についてお尋ねします。

町は、土地開発公社から平成20年度に用地先行取得債や、平成24年度に公社解散特例債で町が引き継いだ土地、買い取った土地のうち、一部は駅周事業などに売却しましたが、その多くは遊休になっているのではないのでしょうか。また、ことし4月に西小学校が遊休になり、そして、来年4月には南保育園が新たに遊休になるものと思われます。これらの町が公社から引き取った、買い取った土地や、西小学校跡地や南保育園の跡地について、町として使わない土地、使う見込みのない土地は、所有すると草刈りなどの維持管理コストがかかり、逆に、当然のことではありますが、売却すると維持管理コストが要らなくなり、固定資産税が町に入ってくるわけですから、ぜひともそういうことが必要ではないかというふうに思います。皆さんも廃校になりました西小学校を見られておわかりのように、雑草が生えてかなり見苦しくなっているように思います。そこで、町が開発公社から引き継いだ、買い取った土地について、売却も視野に入れた利活用の計画はあるのでしょうか。

それと、先ごろインターネット公有財産売却、y a h o oオークションにかけていた吉新、下垣内、椿井の4件の売却が決まりましたのか、お尋ねします。

3点目は、エネルギーの地産地消の取り組みについてお尋ねします。

県はエネルギービジョンを示し、多様な再生可能エネルギーなどの拡大を目指してのようであります。これによりますと、供給面から、平成27年度の再生可能エネルギーの平成22年度比で当初2.7倍としていましたが、本年10月に3.8倍に上方修正したようであります。また、需要面から、平成27年度の電力使用量は平成22年度比から5%削減を目指してのようであります。多様な再生エネルギーといっても、太陽光発電、小水力発電、バイオマス発電、風力発電、地熱発電などが考えられるわけでありますが、小水力発電といっても、たくさんの水が必要となっております。また、河川管理者の許認可や権利関係が複雑というふうに聞いております。バイオマス発電といっても、大量の木材、ペレットが必要と聞いております。風力発電に至っては、風が吹かないと発電しません。地熱発電に至っては、温水が出ないと発電できないわけであります。

このことから、町の立地を考慮すれば、地産地消の再生エネルギーとして、太陽光発電と焼却場の廃熱を利用した発電だけしか考えられないのではないのでしょうか。そこで、太陽光発電を基本に、エネルギーの地産地消をまちの新しいまちづくりの柱、マストとして取り組んではいかがでしょうか。なお、皆様御存じのように、家庭用電力も2016年から電力自由化になることが決まっております、我々需要者が電力供給者、電力会社を自由に選べる時代に入ってきておるわけでございます。

以上が私の質問です。簡単明瞭な答弁をお願いします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、1点目の御質問にお答えをいたします。

まず、1項目めの大井手路線における議員御指摘の狭隘区間につきましては、過去に地元自治会と道路拡幅について協議をした経過があります。当時は自治会としても道路拡幅にはさまざまな意見があったところであり、事業着手には至らなかったという経緯でございます。しかし、近年の当該地区における大規模店舗の出店計画やこども園建設などによる交通量の増加については予測をされることから、当該路線の安全対策が急務であるという認識をしております。とりわけ、樺井橋付近から狭隘区間までの約780メートルの区間につきましては安全対策案の立案をしております。今後、順次対策を講じてまいりたいと考えておるところでございます。とりわけ、狭隘区間において舗装の全面打ちかえを完了をしたところでございます。大井手路線の安全対策につきましては、引き続きまして整備可能な区間から段階的に着手してまいりたいと考えており

ます。

2点目の川原路線と平群駅前線の進捗状況でございます。この2路線につきましては、改良拡幅の整備が必要な重要路線という位置づけをしております。今年度から予備設計業務に着手をしております。川原路線につきましては、先ほどの山田議員の一般質問に答弁をしたとおりでございます。平群駅前線につきましては、以前にも他の議員から質問をいただいております。その都度、経過や進捗について説明をしております。現在、予備設計業務を行う中で道路の線形や幅員構成を設計をしております。今後その業務とあわせて、平群1号踏切の拡幅に伴う近鉄との協議や地権者との予備交渉も含め、関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

3点目、都市計画道路平群西線の事業化や進捗状況でございますが、この路線につきましては、現時点で明確な事業計画あるいは年次計画というのは決定をしていないという状況でございます。当該路線につきましては、国道168号平群交番付近から近鉄線をアンダーパスしまして国道バイパスにつなぐという非常に大規模な道路事業であります。費用の問題はもちろんのこと、事業化には関係地権者の同意や近鉄との協議、さらには警察協議も行いまして事業認可をとる必要があるということでございます。まず、重要路線と位置づけております川原路線や平群駅前線を含む改良拡幅や、現在継続的に実施をしている歩道改修や舗装、また橋梁補修など、日常の維持管理も含めまして、緊急性の高い事業から優先的に執行していく必要があるというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議 長

森田君。

○4 番

植田課長、ありがとうございます。国道バイパスの交通量につきましては、県のホームページで調べますと、国道バイパス三里下垣内のデータがありません。あるのは菊美台1丁目のところでございます。朝7時から夜7時まで12時間の交通量は上下で6,980台、24時間の交通量は上下合わせまして9,074台ということで、イオン系スーパーの最大発生交通量が7,500台、コーナンも同じぐらい交通量が発生しますと7,000台になるわけでございますね。これはですね、非常に交通量として多くなるというふうに思われるわけですが、そのことを認識していただいて再質問に入らせていただきます。

先ほどですね、大井手路線の改良の有無につきましてはこれから進めていく

ということでよくわかりました。先ほど舗装も全面打ちかえられたというのは私も知っておりますですね、780メートル、どこからどの辺のあたりまで改良しようとしてお考えになってるのか。それとですね、やはりゆめさとこども園のところが、町の資料でいきますと南北ゆめさと東側の交通量がですね、南北合わせて218台、現在がですね、朝7時から夜9時までというふうにデータをいただいておりますんですけども、これがべらぼうに増えてくるというふうに、迂回してですね。そうしますと、いまでもゆめさとこども園から椿井交差点のところは、今でも私では軽四でもすれ違えない危険な道路になっていると思うんですけども、それをもう少し時期的なことも含めてお話しただけませんか。

それと、平群駅前線の踏切からバイパスまでの区間ですけども、もう少し具体的な話をお聞かせいただきたい。それとですね、平群西線の都市計画道路の平群交番からバイパスまでのことですが、都市計画道路を事業決定して進めるということは非常に難しい。駅前再開発に合わせた道路をおつくりになるというふうに以前お聞きしておりましたんですけども、そのスケジュールをわかりましたらお教えいただけませんか。よろしくお願いいたします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、再質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、780メートルの区間についての御質問でございますけども、大井手路線のちょうど平群南小学校の正門付近、ちょうど国道に接続する区間でございますけども、そこから、先ほど申し上げました狭隘区間、車が対向できない区間のところまで、この間が780メートルの区間ということでございまして、狭隘区間につきましては約120メートル程度あるというふうに認識をしております。その間については歩道と路肩の段差がありましたので、これについては舗装の全面打ちかえをして、要するに段差をなくしたということで、先週に完了したところでございます。あと、その残りの区間についての安全対策ということも含めて現在検討しているということでございます。

続きまして、ゆめさとこども園の周辺的安全対策についての御質問でございます。ゆめさとこども園の本体工事に合わせまして、もう道路事業についても既に発注をしております。業者のほうは着手しております。まず、白石畑路線に接しているところについての約99メートルになるんですけども、その間については2メートル50の歩道設置をするということでございまして、大井手路線について接続している区間49メートルについても2メートルの歩道設

置ということで、これはともに道路拡幅を伴う。ただ、敷地内での道路拡幅という、そういうことになります。あと当然附属施設としまして横断防止柵、転落防止柵あるいは、ポストコーン、路面標示としてカラー舗装や、あと白線等のそういった処置をして安全対策を図っていくと。南小学校までの通学路になっておりますので、その交差点から南小学校の正門付近については、路肩に対して薄層カラー舗装で路面標示をして児童を誘導していくという、そういったことで考えておるといふことでございます。

駅前線東側の内容でございますけども、これについては先ほど申し上げたとおりでございます。いま現在予備設計の段階でございます。これから詳細設計に入っていく、これは来年度の話なんですけども、ということになってますので、現時点でまだその法線というんですか、どちら側に拡幅するという、その辺のところまでは決定をしていないということでございます。あわせて近鉄とも予備協議というんですか、もう踏切拡幅についての協議は行っておりまして、近鉄には事前協議書までは提出をしておるといふことでございまして、そんなことも含めまして、事業費の算出、また事業期間についても次年度である程度見えてくるんじゃないかと、このように考えておるところでございます。

西線につきましてですけども、再質問は暫定道路の再質問かなというふうに思うんですけども、暫定道路の設計についてはもう既に終えております。ただ、あくまでも暫定道路については駅周辺の駅西土地区画整備事業の進捗と非常に密接に関係をしておるといふことでございますので、そちらの事業と整合を持たせるといふことで、暫定道路の着手についてはいま現在組合側と協議中であるということ、その辺の時期についても一定事業進捗に合わせて見きわめていきたいというふうに考えておるといふことでございます。

以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

植田課長、ありがとうございます。イオン系のスーパーの説明会では、商圈を車で20分からでしたかね、25分かでしたので、そうすると、生駒、三郷、斑鳩、王寺だけではなく、もっと遠方から買い物に来るのではないかと想定できるわけですから、また、ホームセンターの状態から推測しますと、もっと遠方から買い物に来ると思われまして。渋滞がそうなりますと非常に大変なことになるわけなんですけども、いま大井手路線のことについては、南小学校の前からですね、あとは北はどこまで行くのかちょっとわからなかったんですが、公民館あたりかなというふうには私は推測できるんですけども、これはですね、早

急にやらないと、イオンビッグエクストラが4月に開業するわけですね。これからです、そんなことをして事故が起こったら大変なことに私はなるんじゃないかなというふうに思うんですね。川原路線も同じでございますが、これはですね、財政が非常に厳しい状況でございますが、やはりプライオリティーを決めてやっていただかないと非常に困ることになるかというふうに思います。

それとですね、駅前線についてもですね、やはり駅前線の東側につきましては、原課は年次を決めて予算部署にきっちり示していただかないとですね、非常に私は、イオン系スーパー、コーナンが出ることで、平群町は本当に大変なことになるというふうに思うんです。皆さんがどう思ってるか、そういうのはわかりませんが、それとあわせてですね、町道の三洋堂書店の南側の東三里349号線ですかね、あの拡幅もやっぱり考えてもらわないといけないんじゃないかなというふうに私は思います。そのことはお願いをしておきます。

それとですね、都市計画道路のことでございますが、暫定的につくるんだというの理解できます。駅周に合わせてですね、私は無駄になるんじゃないかなというふうに思うんですけども、椿井の交差点の県事業ですけど、あれは平成8年ぐらいから計画したんじゃないかなというふうに思うんですけども、駅周の完成は29年度末、平成30年3月までに完成してくることになっておりますが、いまから測量して設計して、用地を買収して、工事に本当に間に合うか危惧するわけなんですけれども、その辺の先ほどの暫定道路のことについて、駅周と年次については話をされてるんでしょうか。その辺のことをお答えいただけませんか。

○議長

はい、都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、再質問にお答えをいたします。

まず、イオンとコーナンが出店されることによって交通量が増えるという懸念をしていただいております。私ども、当然そういったことについては非常に危惧してるわけございまして、できるだけそのリスクは撤廃していきたいというふうに思っております。イオンにつきましては、基本的には大井手線には流れないという、そういった手法で、要するに東側の進入については、車の進入はもうクローズにすると、とめてしまうという、そういったことで協議をしております。コーナンについてもできるだけそういう形で、要するに大井手線に流れないような形の、協議の中ではコーナンのほうには要請してるわけなんですけども、ただ、椿井の地区の方々の生活道路でもあるということで、そ

ちらのほうの方々も利用されるというところでございますので、できるだけ、これにつきましても啓発も含めて支障のないような形で進めてまいりたいと。これは今後コーナン側と協議していきたいというふうに思います。

駅前線につきましては、一定事業費の算出ということで、どちら側に拡幅するかによりまして、これは事業費が非常に大幅に変わってきますので、そんなことも含めまして鋭意進めてまいりたいと。できるだけ早期にその辺のところも決定してまいりたいというふうに思っております。

暫定道路の関係でございますけども、先ほども申し上げておりますけども、この駅西土地区画整理事業の事業区域と、あと都市計画道路平群西線、これは隣接しております。この西線が未着手になっておるということでございまして、区画整理の事業の区域内の地権者の利用の妨げにならないように、西線の事業化に至るまでの間、暫定的に道路整備を行うと。あくまでも区画整理の地権者の接道要件を確保するという、そういったことで昨年度から測量設計業務に着手してございまして、今年度でその業務は完了しておるということでございます。暫定道路の整備については、区画整理の事業の進捗あるいは関係地権者のその辺の関係と密接な関係がございまして、そのようなことも含めて、事業の関係者や地権者と協議・調整を図りながら、しかるべき時期に暫定道路の整備に着手してまいりたいというふうに考えてございまして、いま現在、その時期については組合側と協議をしておるということで御理解をいただけたらなあとというふうに思います。

○議 長

森田君。

○4 番

いま課長からですね、イオンの店には東側から入らないというふうにお聞きしてるんですけども、私はそうじゃなくって、イオンに来ないお客さんが、例えば斑鳩から来るときは大井手線に抜けていくんじゃないかと、川原路線に抜けていくんじゃないかと、イオンの前が渋滞しているとそういうドライバーが行動するんじゃないかということでこの質問をさせていただいてるんですけども、その辺のことをどのようにお考えになっているのか。

それとですね、西線のことです。暫定道路。私どもは議会に説明を受けておりますが、駅周は29年度末に完成するというふうに聞いておるんですね。完成するんであれば、それなりに土地の買収もしていかないといけない、工事もしていかないといけない。それが変更になる、協議ということであればですね、そういうことも視野に入れて、完成時期も変更になるということも考えておられるのか、その辺のことについて、わかる範囲でお答えください。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

確かに議員御指摘のとおりであろうかというふうに思います。迂回路の車が増えるという、そのことについては懸念をされます。大井手線については、先ほど申し上げたとおり、基本的にはできるだけ安全対策ということで、今年度でできるところから着手していくということで、そういうことで、引き続いてそれについては取り組んでまいりたいということで御理解を賜りたいというふうに思います。

あと、区画整理事業との時期的な関係なんですけども、このことにつきましては、基本的にはいま現在組合側と協議をしておりますので、現在明確な答弁については差し控えをさせていただきたいと思えます。

○議長

森田君。

○4番

イオン系スーパー、コーナンの出店でですね、非常に交通が心配されます。非常に心配されます。これは私以外の議員の方も同じような懸念をされてるんじゃないかと。特にですね、町外の買い物客の方によって平群町の道路が渋滞するという、これは迷惑千万なことです、それを言っても仕方ないこととございます。それは別としてですね、イオン系スーパーの出店で、土地、建物の固定資産税、償却税、法人事業所税など、私なりに試算しますと2,500万円ぐらい入ってくるんじゃないかと思うわけですね。コーナンも少し規模が大きいわけですので、2,500万円から3,000万円ぐらい入ってくるんじゃないかと、これは私なりの試算でございますので間違っているかもわかりませんが、この固定資産税を含む財源を道路改良に使うことも一つの手じゃないかと思うんですけども、当然これは目的税じゃないのでそういうことはできないと思うんですけども、そういうことも含めて検討していただくことをお願いしまして、次お願いいたします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、森田議員2点目の御質問にお答えさせていただきます。

町有地の利活用についてでございます。平成24年に第三セクター改革推進債を活用いたしまして、平群町土地開発公社との代物弁済契約により取得いたしました用地、また議員の御質問にございました西小学校跡地など、計画策定

中のものも含め、町が保有しております土地については事実上遊休地となっている土地もございます。その利活用策につきましては、それぞれ用地ごとに検討を進めておるところでございます。また、土地開発公社から引き継いだ事業用地については、事業の残地などで今後の利活用の予定のない物件を、平成25年8月から順次、y a h o o や楽天といったインターネットオークションサイトを活用させていただいて公売を実施しております。残念ながら、今年度の実績というところでございますが、インターネット公売、今年度4回実施をいたしました。売却処分はできておらないという状況でございます。また、個別交渉によりまして、その成果といたしまして1件の売却実績があるところでございます。いずれにいたしましても、町有地の利活用につきましては基本的な考え方は、事業目的のある用地を除き、まず小規模な土地については随時売却をし、大規模な土地については計画的に予算等でお示しをしているものから順次売却を進めるものがございます。また、地籍が混乱しているなど何らかの事情で売却できないものや町として利活用できるものについては、個々の用地ごとに対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

大浦課長、ありがとうございます。私のほうはですね、以前公社の解散前の資料で利活用のデータをもらっておりましたですね、会長が引き継ぐとか公社が直接売却するというその話はずっと、公社が町にかわっただけで、生きてるということなんでしょうか。

それとですね、先ほど25年8月からインターネット公売をされていると、オークションをやっておられるということなんですけども、これの実績はあるんでしょうか。それと、1件実績があるということだったんですけども、それは具体的にどこの物件だったんでしょうか。

それとですね、先ほど最低4件のインターネット公有財産の売却ですね、不調だったと。不調は不調の理由があるんじゃないかと思うんですけども、応札者がなかったから不調だというふうに思うわけなんですけども、それは当局として、担当として、どのようにつかまれておられるのか。その辺についてお答えください。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

何点か御質問いただきましたので、順次お答え申し上げます。

まず、個別交渉により1件売却の実績があったという物件でございますが、場所で言いましたら平群町樺井地区で、現在樺井橋のかけかえと、あと南側にスーパーマーケットがございます、あの周辺で、大規模ではございません。面積的に言いましたら125平方メートルでございますが、町の用地がございまして、道路整備に伴います事業用地ということで売却をしたところでございます。

次に、利活用の方針でございますが、当初平成24年に第三セクター債を活用して、その後、土地開発公社から平群町に代物弁済という形で引き継ぎをさせていただいた物件の利活用の方針という部分でございますが、基本的には変わってございません。まず利活用できるものから利活用、事業用地として決まっておるのは事業用としての活用、目的がないものについては随時売却をしていきたいというふうな基本的な方針でございますので、特にその部分については変わってないというふうに考えております。

次に、インターネットの公売の状況でございますが、今年度4回を実施させていただいたということでございます。過去から申し上げますと、平成25年の8月からインターネットによるオークションサイトで公売をかけております。現在、今年度含めて延べ7回実施をしておるところでございますが、残念なことではございますが、応札がなかったというのが現状でございます。

4点目、なぜ応札がなかったんだという分析でございます。応札は基本的にはございませんでしたんですけども、ああいうふうなインターネットのサイトでございますので、閲覧していただいた方から何件かお問い合わせ等はいただいております。やっぱりおっしゃいますのは地価の問題、いわゆる公売価格の問題であったりとか、あと、それぞれ利用計画をお持ちでそのサイトを見ておられる、計画をお持ちの上で土地の売買状況を確認に来られている方でございますので、やっぱり思った以上に、土地の使い勝手という部分も含めて、なかなか計画に合わないというふうな御意見等もいただいております。主にはその2点が応札に至らなかった理由かなというふうに考えております。特に1点目の価格の問題につきましては、当然鑑定等の価格をもとに入札価格を決めておるところでございますので、そういった意味で、今後、不動産の状況も見ながら、鑑定額を鑑みながら、適宜入札価格についてもちょっと検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長

森田君。

○ 4 番

7回インターネット公売をかけても応札がなかったということはですね、不動産鑑定が高い、不動産鑑定は絶対ではないということなんですかね。市場価格に合わせて不動産というのは鑑定をしておるわけじゃないですか。ちょっと私は解せないと思うんですけども、なぜそういうことになってるの。いまの話では鑑定が高いと言わざるを得ないということで、実勢価格とかけ離れていると。問い合わせも価格が高いとか利用勝手が悪い。利用勝手が悪いということは価格が下がるわけですから、一般的にですね。その辺のことはもっときちり分析をするなりしないといけないんですけども、この辺、もう少しお答えいただければ、お答えできるかどうかは別としてですね、1回鑑定を見直すとか、その辺のことも含めて御答弁いただけませんかでしょうか。

○ 議 長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

再質問にお答え申し上げます。基本的に我々も何をもって不動産価格の原因となすかという部分でございますが、やはり不動産の売買の原価的なもの、原理的なものから申し上げて、不動産鑑定額というのに重きを置く、それに準拠して価格を決めていくというのが一つの手法になっておりますので、そういう手法を用いて、現在まで鑑定額をもとに入札額、売買額を決めておったところでございます。当然2年たっておりますので、その間、不動産の鑑定の見直しというのは随時かけておるところでございますが、それでも売却に至ってないというのは一つ現状としてあるわけでございますので、ただ、不動産の価格自身、かなり相場制といいますか市場原理が働くものでございますので、我々行政が出した鑑定額とその実勢の不動産の価格というのがどうマッチングしていくかというのは、なかなかちょっと我々、把握しがたいところでございますが、価格の決定についてはそういうふうなことで対応しておるのが正直現状でございます。

先ほど、あと値段のことと、一定の市場調査をしたのかという部分でございますが、こういうふうなインターネットの土地売買でございますので、いわゆる業者の方からもごらんになるような状況でございます。いろいろ御意見もいただいておりますが、価格以外に、分譲地として買うには若干道路であったりとか、さまざまな土地を形成する中での条件が余り合わなかったという部分もございまして、ちょっと先ほどその辺、答弁が不足しておったかということでございまして、あわせて御説明させていただきます。

○ 議 長

森田君。

○ 4 番

ありがとうございます。言葉尻で申しわけないんですけど、随時鑑定をかけているというお話があったと思うんですけども、議会に予算は示されておりますでしょうか。

その件とですね、もう一つは、全体のやはり利活用をきっちり、先ほどの西小学校、南保育園ですね、これから遊休になろうとするところ、きっちり専任でも置いてやらないと、維持すると管理コストがかかるわけです。売却すれば固定資産税が入るわけじゃないですか。だから、いま言うようにその鑑定をかけているということとですね、それと、全体像が見えるような資料を議会に示していただくことはできるのでしょうか。できるのであればいつごろになるのか、あわせて御答弁ください。

○ 議 長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

ちょっと答弁のほうで言葉不足なところがございましたので。捉え方という部分でございますが、価格の見直しという部分でございます。私、いま7回オークションをかけたということでもございましたけども、全てオークションごとに鑑定を入れ直したというわけではございませんので、当然年度もまたいでおるわけでございますので、ちょっと鑑定の回数はいま覚えておりませんが、7回全て入れたということではございません。適時入れたというところでございます。

それと、全体的な計画の部分でございますが、公社から町が買い戻した物件も含めてなんですけど、当然どの物件をどういうふうに管理をしておるかというふうな管理台帳がございます。その中で、今後の利活用方針も含めて、こういうふうにあるべきであるというふうなことは、計画というか、財産の管理上まとめたものはございますが、それぞれ計画という部分になりましたら、具体的な跡地の用途でありますとか、どういうふうなものをやっていくんだというふうな、ちょっと将来を見据えたようなものというのが当然必要になるかと思えます。正直申し上げて、まだそこまで個々具体の用地をどのように活用していくのかというふうな具体的な計画というのはございませんが、ただ、この事業用地についてはこういうふうな対応をしていこうというふうな利活用方針というのはそれぞれございますので、そういった計画の熟度としてその程度のものでありましたら、しばらくお時間をいただければお出しできるような形にはなるかというふうに考えております。

○議 長

森田君。

○4 番

非常に難しいことをやられていると思いますので、一つは、やはり専任の担当者を設置して進めるべきじゃないかというふうに思います。それとですね、利活用の方針というのは、いまお聞きしたんですけれども、それは具体的にどういうものがあるんでしょうか。それは議会に過去に御提示いただきましたでしょうか。その点、お答えください。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

再質問にお答えさせていただきます。

利活用の方針というか、そういう何かの計画立ててつくり上がったものではなく、一定この用地については大まかな利活用方針として、例えば、既にもう事業化のめどが立っておるのでその事業に対しての用地として提供するとか、また、今後事業用地として利活用できるものである用地であるというふうな判断であるとか、民間へ売却する、売却困難なものについては何か事業化を検討するといった、そういうカテゴリーでの区分という部分で御理解をいただけたらというふうに思います。

○議 長

森田君。

○4 番

余り長くなりますのでそれ以上申し上げませんが、早く売却も視野に入れた利活用の全体像を議会に示していただくことをお願いしまして、次お願いいたします。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、3点目のエネルギーの地産地消の取り組みについての御質問にお答えいたします。

本町において再生エネルギーの導入に条件的には可能なものとして、太陽光発電が考えられます。町の太陽光発電の取り組みといたしまして、平成22年度に平群中学校へ20キロワットの太陽光発電パネルを設置しているところで、25年度実績で年間約2万8,300キロワットの発電量となっています。また、平成25年4月に北部支所へ5キロワットの発電能力のある太陽光発電

パネルを設置しており、年間約3,000キロワットの電力を施設に供給しているところです。また、建設中でございますゆめさとこども園には10キロワットの太陽光発電パネルが設置されます。計画といたしましては、平成27年度に、防災拠点施設としている総合スポーツセンターに、電力供給源として隣接地に100キロワット以上の発電能力のある太陽光発電パネルを設置する予定で、さらに、再生可能エネルギー推進基金事業を活用いたしまして、公共施設への設置を計画として上げているところでございます。現在このようなところで、太陽光発電可能なところから導入していく考えでございます。今後におきましても、補助制度や民間活力も視野に入れ、再生可能エネルギーの普及拡大に取り組んでいくよう考えております。

以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

焼却場の廃熱発電のことについてはまた後ほどお答えいただけると思いますので、私も再生可能エネルギーについて非常に興味がございまして、先般ですね、奈良市内の自然エネルギーの勉強会に行ってみりました、通算3回でございますが。その参加者16名中4名が、私も含めて平群町の方でした。非常にそういうことに関心のある方が平群町にいらっしゃるということをお思いまして、この質問をさせていただいておるわけですが、いま城課長から、町施設で云々というのはよくわかっております。それ以上進まないのは補助金がないからなんでしょうか。補助メニューがないから一向に進まないんでしょうか。場合によってはですね、屋根貸しを民間にする、町の資産の屋根を貸す、土地を貸すという方法もあるわけでございます、公的なものにつきましては。民間でございますが、私も自分の家の屋根には太陽光発電を設置しておりません。ほかの市町村に比べて非常に平群町は少ないように私は見かけます。町のPRも足りないかもわかりませんが、しかし最近ですね、平群町の町内の田んぼの中、畑の中で2カ所ほど太陽光発電を設置されてるところを私は見かけておりますが、一般的に言うと投資に対するリターンが少ないというふうに聞いておりますんですけども、ちょっと関係がありますので、田んぼにソーラーを立てると宅地になるんじゃないかなあというふうに思うんですけども、それは別としてですね、こういう民間に勧める方法を何か町としてお考えになっておられるのか。その辺のことをわかればお教えいただきたいということと、クリーンセンター、焼却場の廃熱利用の件もちょっとわかれば、わかる範囲で結構でございますので、お答えいただけませんか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

御質問で廃熱を利用した発電ということで、焼却施設での利用ということでございますが、この件につきましては、本町の焼却施設というのはそのような利用の仕方をまずできないというのか、するような設備は整っていないということで、なかなかこれは難しゅうございます。あと、民間への取り組みとしてでございますが、民間で、各御家庭でいろいろ太陽光パネルを設置していただいているという状況はよく見かけます。関西電力等に問い合わせをさせていただきました、平群町内で約400件ぐらいが民間で、御家庭で設置されている状況であるということは把握をしているところでございます。いまおっしゃっていただいたように、田んぼを利用してパネルを設置されてるという状況もございます。民間での公共施設の利用ということで、数年前に民間から申し出がございまして、平群町の公共施設の屋根で設置をできないかということでのお問い合わせもあったわけでございますが、その辺、いろいろと平群町の庁舎あるいは斎場、焼却場、プリズムへぐり等、いろいろ施設を検討したんですが、最終的にはやっぱり民間企業の採算ベースっていうんですか、そこら辺を加味して、最終的にはちょっと民間のほうは引かれたという状況もございました。そういう意味合いで、民間とも、採算ベースに乗るということであれば民間の受け入れもさせていただくような考えはあるんですが、いまのところはそういうところでございます。

以上です。

○議長

森田君。

○4番

ちょっと私の質問が悪かったんでしょうか。要するに、民間に屋根を貸して、土地を貸してですね、そういうことも視野に入れて新しいまちづくりをしてはどうかという提案をしてるわけですね。町がお金がなければですね、例えばNPO法人に屋根を貸して、新しいまちづくりの柱にしてはどうかという提案をしておりますんですけども、そういうことはすぐにお答えできないかもわかりませんが、検討いただけるのか。

もう一つは、焼却場の熱を利用した発電ですね。当然いまの焼却場にそんなものはないわけですね。そうじゃなくて、私が申し上げてるのは、どこでしたかね、県内でも2カ所、クリーンセンターの熱を利用して、熱というのは焼却場の廃熱を利用した発電をしております。そういうことも検討してはどうかと

ということなんですけども、それはどうなんですか。

○議長

はい、住民生活課長。

○住民生活課長

まず、民間に土地を貸してという御提案でございます。先ほど私、述べさせてもらいましたように、民間の話としてはお聞き入れをさせていただいてるところですが、前向きにそのように考えているところなんですけども、民間との話の中では基本的に、最終的には採算としては難しいということで引かれたという事実もございまして、今後そういう話があれば、また提案としてお聞きをしていきたいなというふうに思っております。

それから、焼却場での廃熱利用でございます。確かにそのような施設っていうのが運営されてるところもございまして、先ほど申しましたように、本町の施設はなかなかそのような利用するような施設ではございませんで、その辺、検討してはということでございまして、いまの施設でそれを完備するというのはなかなか難しゅうございまして、焼却施設をどう平群町としても考えていくかっていうのが今後の大きな課題でございますが、その際の取り入れとしては考えていきたいなというふうな思いでございます。

以上です。

○議長

森田君。

○4番

いま太陽光発電ですね、民間から話が来たという話なんです。そのときは、ただで貸すというお話でペケになったんでしょうか。それとも有償で、お金を取るということでだめになったのか。

その辺とですね、いま廃熱利用のことについてですね、橿原市のクリーンセンターで5,000キロワットの発電をしております。桜井市のクリーンパークでは約2,000キロワットの発電をしております。熱をとるだけで発電できるわけですから、いま100度未満のお湯でもバイナリーという、そういう発電機がございまして、十分できるわけです。そういうことの検討もしてほしいんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺のこと、先ほどの太陽光発電の貸し方、廃熱発電についての取り組みをいかに考えておるのか、お答えいただければありがたいです。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

以前話があったのが借地として有償かどうかということです。そのときの話としては有償でということでした。借地料をいただいてということの話でした。

それから、センター廃熱利用の施設の件でございます。お述べのように、檀原のクリーンセンターはそのようなことで運営されてるっていうのは私もお聞きをしてるところでございます。ただ、その運営の形態っていうのはかなり平群町の規模と全然違いますんで、そうできるかどうかっていうのは当然研究しなければならぬというところもございまして、いまの本町の焼却状況、焼却施設のあり方ではなかなか難しいということで、今後の検討ということでは十分頭の中に入れていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

私の提案は、まちの柱として地産地消に取り組んではどうかということで、やはり住民生活課の問題じゃなくて、町としてどのように取り組むんだということが私は大事だというふうに思うわけです。今月の初めに徳島で大雪が降ってですね、集落が孤立した、電気の供給がとまった。平群町でもないとは限らないわけでございますので、やはりエネルギーの地産地消、その他の地産地消、地域経済が地域で回るようなことをやはりつくって構築していかないといけないんじゃないかというふうに私は思います。ぜひとも取り組んでいただきたい。

それには職員の方が、民間でも一緒ですが、職員の企画力とやはり折衝力が求められるわけでございます。外から見てみますと、忙しすぎる。それと、いつも私は申し上げておりますが、仕事を見直してですね、業者でもできる仕事は業者にさせていただく、そういうことをしないと、町職員がクリエイティブな仕事をするんだと。外から見てみますと、高い給料を払っている職員が草刈りをしてるような姿を見ますとですね、町民はがっかりしておるように私は思います。ぜひともですね、職員の方はもっとクリエイティブな仕事に特化して業務に推進していただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議 長

それでは、森田君の一般質問をこれで終わります。

3時まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 2時47分)

再 開 (午後 3時00分)

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号6番、議席番号1番、井戸君の質問を許可いたします。井戸君。

○1 番

本日最後になりました。頑張りたいと思います。

では、議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして、大きく3点について一般質問をしたいと思います。

1つ目、個人情報のセキュリティー対策を。個人情報の漏えいについて、日本中で問題となっています。数年前からソフトバンク、ソニーなどの大手企業から次々と個人情報が漏えいし、利用者に対しておわびや損害の賠償をする事態になっています。私のもとにも500円の商品券が届いたのを覚えております。最近ではベネッセ社の流出問題が大きくニュースになっており、次々と民事裁判に発展しています。そのときの一昔前ですと500円程度のものであったものが、いまは数十万円に損害賠償も膨らんでおります。それだけ個人情報というものが重要視されているのかもしれませんが。

平群町においても、保育園利用者の個人情報を記録しているパソコンが盗難に遭い、保育園児の個人情報が流出しかねない事件が起きてしまいました。平群町役場の庁舎内に関しては堅固なセキュリティーシステムを導入されており、個人情報の保護に力を入れております。しかしながら、残念ながら保育・教育施設については、職務内容の理由から個人に任せるほかない状況でした。大抵の仕事が持ち帰り仕事になっている状況であります。パソコン盗難事件後、保育の現場において、保護者への迅速な説明、対応を現場のほうではされたと聞いています。しかしながら、再発防止に関しての対策は、制度や施設整備を改善するのではなく、啓発活動のみとなっています。私が先の委員会で、啓発だけではなく具体的なセキュリティー対策をするべきだと指摘しましたが、啓発活動以外の具体的な対策の方法がないとの答弁がありました。また、方法があれば教えてほしいということでした。実際問題として、他の市町村でも情報漏えいについては神経をとがらせているものの、教育・保育機関という職種から、対策を立てづらい、立てがたい状況にあります。

そこで、いまできることは何かと考えましたので、提案したいと思います。まず、個人情報保護対策チームをつくります。本格的な対策をつくるためには、

専門的な知識やアイデアを集中し、実行可能か、効果があるかをさまざまな角度から検証しなければなりません。特別な対策チームをつくらないと、やはり前に進めることはできないでしょう。そして、その本格的な対策には時間がかかるために、それまでの間、仮の措置として次のルールを提案します。

1つ目、個人情報を持ち出す場合、必ず平群町が貸与する指紋認証セキュリティーつきUSBメモリーを使用する。今回持ってきたんですけれども、こういうものです。これはいままでどおりのUSBメモリーと違い、開けますと全てが指紋認証。指紋認証がないと、ただの空の何にもないものになります。しかしながら、認証されました自分の指の指紋ですね、そういうものをここでこするとUSBとして使えるようになります。現在のところ、いろいろな記憶媒体ですね、まず記憶する部分が必要ですので、考えたところ、SDカードも見当たることができず、このUSBという形になりました。

2つ目ですが、文章の編集データ、写真などは平群町のメモリーのみに保存し、個人所有のパソコンには一切保存しない。これが最低かつ重要なルールになってくるんですけれども、あくまでも持ち帰る場合、ここに入れて、編集作業、例えば写真とかですと、編集作業は家のパソコンを使えますけども、データはそこに保存するのではなく、全てここに保存します。このやり方というのは、一般の企業で、リストラといいますか、従業員が1台のパソコンを数人で使う場合にこういう形をとる会社もあります。ただし、プログラマーとかにという専門的な部分に関しては、こういうのはなかなか使いものにはなりません。あくまでも持ち帰りの仕事レベルの話になります。

3番目、大手セキュリティーソフトを導入しているパソコンのみの使用を認める。一般の方が使われるわけですから、せめてそういうルール、大抵の方は入れられていると思いますが、ウイルスが蔓延しております。こういう大手ウイルスセキュリティーソフトを個人さんでも導入しているパソコンでのみ使用、そういう形にしなければ町のほうは責任を持ってないのかなと思います。

4つ目、最後ですけれども、ルールを守らずに情報漏えいした場合の罰則を設ける。現行では、実際のところ具体的な個人情報の保護の法律もなく、個人情報保護の法令も公務員、役場等には適用がございません。倫理的なルールとしては公務員法のもとではありますが、実際具体的な罰則は一切ありません。ですから、こういう形で町独自で罰則をつくる必要があると思います。

これに関しての必要なコストでございますが、この指紋認証つきUSBメモリーは、数年前までは3万円、5万円していましたが、いまはかなり価格も下がり、その10分の1ですね、3,000円から5,000円、メーカーによってはなっています。例えばこれを100個導入しても、30万円から50万

円という形になります。セキュリティーとすればかなり安い金額になります。そして、そのためには最低限の条件として、各施設で作業できる限り、持ち帰らなければいけないものは仕方がないですけども、できる限り職場で、保育園ならば保育園、幼稚園なら幼稚園でやってもらうというのが一番セキュリティーとしては高いので、そうしていただきたいんですけども、現状ではパソコンが余りにも少なすぎます。小学校ですと数十台、10台、20台はあると思いますけれども、私が聞いたところによりますと、大きな園一つに対して二、三台、実際使えるのは1台あるかないかというところでしょうか。そういうわけで、パソコンの増設も必要だと思います。1台5万円としても10台で50万円、20台で100万円です。ぜひともこの件についてもきっちり対策を立てていただきたいと思います。

大きく2つ目です。新ゆめさとこども園の駐車場を増やそう。新ゆめさとこども園は、平成27年4月開園に向けて着々と建設工事が進んでいます。具体的な設備等が明らかになってきています。交通手段についてはいまもなお大きな課題であり、議論がなされています。これまで文教厚生委員会、保護者説明会などで、椿井地区に建設される新ゆめさとこども園送迎用の駐車場について説明がありました。整備予定である一般用送迎用駐車場は35台です。現在、平群町幼稚園が用意している駐車場数はおよそ90台です。はるかに少なくなります。平群町のほぼ中央に位置する平群駅前吉新地区から、平群町の南の端、椿井地区への移転です。現在徒歩や自転車、バスなどで通園されている利用者の大半が自家用車での通園になると予想されます。送迎用の駐車場が35台というのは明らかに少ないです。混雑による事故が懸念されます。特に降園時の混雑は保護者間のトラブルの原因となります。ぜひとも新ゆめさとこども園の駐車場を増設してほしいが、いかがでしょうか。

大きく3つ目、平群の住民税は高くない、事実のPRを。住民の方々から、平群の住民税が高いという声をかなり聞きます。しかし、平群町の個人住民税は国の基準をそのまま採用しており、特に高いということはないはずです。なぜ住民税が高いと感じている住民が多くおられるのか。住民の方々の感覚と実際の税率との間にずれが生じていると思います。住民税が高くなれば、平群町にとって大きなマイナスイメージとなります。人口増加の目標を掲げている平群町にとって、このマイナスイメージは好ましくないと考えています。とにかく、早急に勘違いによる意識のずれをなくすべきだと考えます。そのためには、住民の方々に、平群の住民税は決して高くない、近隣の市町村と変わらないとわかってもらえるようなPRを積極的にすべきではないでしょうか。

以上、3点でございます。ぜひよろしく申し上げます。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、井戸議員の御質問の1点目でございます。情報セキュリティー対策につきまして、当課のほうといたしましては行政部局全般の情報セキュリティーの所管ということでございますので、少し全体的な答弁になるかと存じますが、御容赦のほう賜りたいというふうに思っております。

まず、平群町におきましては、平成16年に情報セキュリティーポリシーというのを定めさせていただいております。以後、必要に応じてそれぞれ改訂を行いまして、情報セキュリティーの保護に努めておるといふような現状でございます。また、庁内の機関会議ということで、副町長がトップに、また各課長級職員を構成員にということで、情報セキュリティー委員会というのを設置しております。この委員会につきましては、情報セキュリティー対策を統一的去るというのを目的に、セキュリティーポリシーを初め情報セキュリティーに関する重要な事項につきまして協議を行い、それぞれ決定をしておるようなところでございます。

議員のほうから個々御質問いただいている部分についてでございますが、まずUSBメモリーの件でございます。個人認証ができるものっていうのはございますが、本庁の行政機関内の情報システムにつきましては、全て職員個人個人がICカードを所有しております。それによりまして個人認証を導入しておるといふところでございます。そこで庁内のサーバーなり媒体の中でデータを置いておるところでございますが、USBメモリーなど外部メディアにデータを落とし込むというふうな作業をする場合でございますが、データの中身を俗に言う暗号化をするということで、そして暗号化したデータのみを出力して、そういうふうなUSB等の媒体にコピーをとるといふような環境になっております。ですので、USBの中身は暗号化された情報が入っておりますので、その暗号を開かないと第三者はデータを開けることができないというふうなセキュリティーシステムで、この間ずっと対応しておるところでございます。ついては、いま現在御提案をいただいた部分につきましては既にそういう形で、ちょっと手法は違いますが、議員御指摘のようにやっぱり情報を守っていくという観点では大事なことかなというふうに思っておりますが、少し違うやり方でセキュリティーの管理は行っておるといふところでございます。

次に、個人所有のパソコンで編集を保存しないということでございますが、基本的にいま現在、本庁職員を見ていただいてもおわかりかなと思っておりますが、個人の所有パソコン、端末っていうのは一切ございません。庁内にはございま

せんので、基本的に個人所有のパソコンで何か作業をするということはちょっと行ってないというのが現状でございます。

3点目に、仮に個人のパソコンを使用したときに、セキュリティーソフトが導入されているものについてはというところでございますが、いま申し上げましたように、基本的に個人の端末の使用というのは認めておりませんので、基本的にはセキュリティーソフトの有無にかかわらず、そういった個人の端末によって業務を行うということ、それ自身を認めてないということで御理解のほういただけたらというふうに考えております。

以上、行政部局内での情報政策、セキュリティー対策ということでの御回答となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長

はい、総務防災課長。

○総務防災課長

井戸議員の小さい4点目の罰則についての御質問でございます。本町におきましては、平群町個人情報保護条例や平群町情報セキュリティーポリシーを設けて、個人情報の管理につきましては適正に行っているところであります。職員への対応といたしましては、全職員に注意喚起の通知は常に行っております。また、情報セキュリティーポリシーに基づき、最高情報統括責任者は全ての職員等に対する情報セキュリティーに関する研修計画を定期的に立案し、毎年最低1回は情報セキュリティー研修を実施しております。本庁においては、基本的に個人情報を含む業務に関するデータの外部持ち出しは禁止としております。また、罰則を設けることにつきましては、職員に対しては地方公務員法に基づく処分ということで、改めて本年9月に、平群町懲戒処分に関する指針の中で標準例として個人情報の流出に関する処分の規定も含め、全職員に周知しております。情報漏えいにつきましては人的によるものがほとんどであると認識しており、今後も対策を講じていきたいと考えております。

以上です。

○議 長

はい、井戸君。

○1 番

本庁舎に関してすごいいろいろ説明いただいて、まさにそのとおりで、本庁舎に限りましては、すごく私自身も見てまして、すごいセキュリティーだなと感心している部分がたくさんあります。その件は理解できるんですけども、それ以外の件で、外では使っちゃいけないという、持ち出さないのは本庁の職員はわかるんですけども、それ以外では、前回の委員会でも持ち出さなければい

けないという、持ち出さざるを得ない状況があるっていうのは課長も答弁されたと思うんです。実際私もそれはそういう現場を見てきまして、個人情報も含む作業をせざるを得ない状況が実際はあると考えております。だから、そのときの課長の答弁がもちろん正しいと私は思っております。それを受けて、新しい方法がないかということでこういう提案をさせていただきました。ですから、本庁以外の件について答弁お願いします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

再質問にお答えさせていただきます。ちょっと私、本庁の部分というふうに述べさせていただいて御質問にお答えさせていただきます。基本的にセキュリティーポリシーなりは、それぞれ情報のセキュリティーっていう観点から申し上げたところでございます。本来、非常に原則論的なものの言い方になって本当に恐縮なんでございますが、セキュリティーポリシーっていうのは、いま現在平群町においてはっていうことなんです。行政機関における情報の管理等についてうたわれたものでございます。あくまでも行政機関ということでございますので、各学校であるとか幼稚園、保育園であるというふうなセクションにつきましては、基本的に情報政策のほうの担当所管から外れてしまうということもございますもんで、一定そこでいろいろと御相談いただく部分については指導等もさせていただくわけでございますが、原則的にはそういった本庁とは少し質の違う、量の違う情報を、対象となる情報が違うセクションについては、そういったセキュリティーの対策っていうのはそれぞれ講じるようなことが求められておりますので、現在のところちょっとそういうふうな、いま申し上げました学校、幼稚園、保育園といった部分でどういうふうなセキュリティーになっておるのかということも含めて、情報政策担当課といたしましても確認をしながら、現状の把握にまた努めてまいりたいというふうにはいまのところ思っておるところでございます。

○議長

井戸君。

○1番

どう申し上げたらいいのか、私は通告をきっちりとしてるんですけども、一番重要なところに関しての答えがないんですけども、これは本題に入りづらいんですけども。具体的にじゃあ申し上げますと、保育園、幼稚園で書類の作成、写真の編集はどこでやっておられますか。

○議長

はい、福祉課長。

○福祉課長

完全に全ての作業について私は把握してはございませんが、保育園の各部署における、いま議員指摘の文書の作成あるいは写真等の編集、町のほうから庁内LANにつながっていくパソコンは複数台、園のほうには配置をされております。本来そこで全てされるべきものというふうに考えております。先ほど大浦課長が説明しましたように、セキュリティーについても、それを利用することによって守られるというふうに判断をしております。本来持ち出すということはありません。あり得ないことが今回たまたま個人のパソコンに入っていたと。内容的には、前回も説明させていただきましたけれども、個人の緊急連絡網であったりということでございます。これはまた今回議員御指摘のセキュリティーとは若干違う部分かも知れない。緊急時、園の担当するクラスの連絡をするということがございまして、紙ベースであろうがデータベースであろうが保育士にとっては必要な部分でございますので、日常携帯する義務を含めてございます。非常にその辺のおっしゃる趣旨とは若干ちょっと、また論議すべきことかも知れませんし、また、絶対になくすべきではない、紙ベースであっても落とすべきものではないものを落とすということでございます。たまたま今回は外へそれ以上出ることにはなかったということでございますけれども、園のほうの管理は本庁と同じようにしております。ただ、たまたま今回、たまたま本人が個人のパソコンの中に一部のデータを入れていたということでございますので、本来どおり園に設置をされているパソコンで処理をするようにということで、今回のことが発生して以来、厳しく指導をしているところでございます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

幼稚園等々につきましての現状ですけれども、いま教育委員会のほうでは、町立の幼稚園、こども園、小中学校の情報セキュリティー基本方針っていうのをつくってます。それに基づいて各園や小中学校のほうで園内規定を設けるようになっていて、そういう指示をしてつくってもらってます。内容としましては、園内の情報管理の組織、それから情報資産台帳の作成、それから情報の管理運用ということで、電子媒体それから紙媒体含めて取り決めをしていると。それから緊急時の対応、それから見直しの実施等々をその基本内容としたものを園内規定として策定して、情報漏えいの防止に努めるというふうな方針であります。

○議 長

井戸君。

○1 番

いろいろ担当課からは答弁いただいているんですけども、根本を覆すといえますか、そうなってくると、私の提案も何があったのかなってなってしまうので、ちょっとこの辺は整理しなくてはいけないんですけども、まず、緊急連絡網ということで持ち帰らなければならないというのを課長がおっしゃられて、そのとおりだと私も思いますし、必要だと思います。ただ、たまたま盗まれたといいますが正規職員でありますから、それなりの研修を数十年行っているはずなんですね。それが起こったということです。研修をどの程度やっておられるのか、また聞きたいところなんですけれども、では、もう持ち出さないって、そんな言い切っているんですかね。ちょっとね、仕事柄、持ち出さないってはっきり言うのも無理だと私は思います。だって、たかだか二、三台しかないパソコンで、それこそ事務職員のパソコンってまず使えないですし、例えばいま、そうですね、幼稚園にしても保育園にしても20人、30人以上の方が働いておられるわけで、やはり書類も作成しますし、クラスによっては写真の編集なりとも、動画まで写してますよね。動画編集なりすることがあると思うんですよね。それが一切、あの1台、2台のパソコンでできるのか。ましてや1台は園長先生の部分でしょうし、事実上使えるのは1台、園によって異なりますから2台かもしれないませんが、それで10クラス以上あるクラス運営とか仕事ができるのかっていう事実上の問題があります。私からすれば、そんな、言うなればあり得ないことをやってのけられるはずがないと思うんですけども、本当に持ち帰っていないんですか。持ち帰っていないとなると、全てのソフトがそのパソコンに入っていないとちゃいけないんですけども、私がチェックしても大丈夫ですか。動画編集ソフト、画像編集ソフト、全部入ってますか、そのパソコンに。お願いします。

○議 長

はい、福祉課長。

○福祉課長

議員、当初の趣旨と内容が変わってきてるのではないかと思う。まず、どういうふうに情報を漏出させないかという問題であったと思うんです。確かに、議員がおっしゃるみたいに10人、20人の職員が事務作業するというふうな話になってまいりますと、本来どおり、本庁のように全職員に1台ずつ端末があるっていうのが本来の姿であるように思います。しかし、現実に保育士の皆さんは日常保育に専念しておられて、子どもたちが帰ってから、あるいは昼寝

の時間等に事務的な作業も含めてしております。これは基本は紙ベースで台帳のほうに記録するものですから、ほかのところに電子媒体として記録するというのはいましておりません、原則。

それと、いまおっしゃったみたいに写真、いろんな行事がございます。動画も含めてございます。それを編集していく作業をするのに、各自が端末を配置されて、それでしていかざるを得ないほどの量があるのかどうか。事務室のほうに端末を置いております。常時立ち上がった状態で使われているという現状にもございません。頻繁に使われていて、いつもふさがっているので使えないので自分のものを持ち込んできたということであれば、確かに個人のパソコンを使っている事態がありますというふうに申し上げますけども、配置しているものを使っている状況にないのに、私のほうからそんな状況、議員御指摘の状況がありますとか申し上げることはできません。

まして、議員の質問の趣旨というのは外へ情報を漏らさないということですから、USBで、例えば指紋認証であろうが何であろうが、全て外へデータを持って出ないということが原則。大原則を貫くことが情報漏えいを防ぐことだというふうに考えております。その方向でやっていきたい。もし事務作業の中で端末が少ないということであれば、現場から声が上がってくれば、それはそれで考えていきたいというふうに思います。

○議長

井戸君。

○1番

あのね、趣旨って、きっちりこの辺を整理しないといけないんですけど、趣旨は情報漏えいですよね。でも、情報漏えいの基本になるには、業務そのものが、いまの答弁を全部総称すると全部なかったことになってるんですよ。外に出さない、やらない、絶対出してないっていう状況になってるんで、僕がそこを聞いただけのことです。なぜなら、前提が崩れて、外へ一切出す必要がなければ、今回こういう事件は起こらなかったはずなんです。それが起こってるんですから、個人情報、それも課長が個人情報は出さなくちゃいけない、そういうのがあったわけです。写真とかも、まあ言うても個人情報なんです。だから個人情報のもちろん範囲も決める必要がありますけども、私が言うてるのは、前提条件が崩れてしまうと、私も、これ何、遊びに来たのかってなってしまうんですね。せっかくセキュリティーのを全部考えて、外でやらなくちゃいけないっていう前提で話をしているのに、出す必要がないってなってきたら、僕としては、じゃあやってくださいねってなります。やってくださいねってなれば混乱しますよ、現場。やっぱりそういううそは、うそって言うたら、まあうそ

ではないでしょうけども、その答弁はどうかと思います、正直ね。結局逃げてるだけなんですよ。

外へ持ち帰らなくちゃいけないのは実際そうですし、いまは福祉課の課長さんが答えられましたけど、幼稚園もそうですし、やっぱり業務量が多いんですよ。私も教師をやったからわかります。そんなのほとんど土日、仕事やっています、家で。それで会社のパソコンだけ使え、実際無理があります。小学校、中学校の場合は、成績の管理だとかいろんな面で保育園、幼稚園とまた違う部分がありますけども、その基礎の基礎となる部分で私はこういう提案をしてるわけです。

いま、はっきり言って丸裸の状態なんですね。全く丸裸です。なぜなら、いまみたいな感じで外へ出てないと言い切ってしまったら、出てるものは全て丸裸なんです。ですから、個人情報にしても全てを含めてですね、だから私としては要旨的にも間違えてないと思ってますし、課長がおっしゃる個人情報をある程度持ち出さなくちゃいけないというのももちろん正しいと思いますし、ですから私もそういう、いい考えがないですかという話に、私も考えた上でこういうふうな案を出してきたんです。だから、何もこのUSBメモリーが全て素晴らしいと私も言うておりません。ですから、こういう仮として、裸でノーセキュリティーよりかは、ちょっとでも布の服でもかぶったほうがいいじゃないかということです。

ですから、緊急対策チームを立ててほしいっっちゃうのはそこなんですね。もう僕の手力だけじゃ無理です。実際私も専門家の方に聞きましたけども、本腰になった場合でも、一番簡単といいますか、外でも問題ないのは、ソフト自身もうクラウド化する、これが本当は一番早いんでしょうけれども、莫大な費用がかかるかなと。それも厳しいだろうなということで、やっぱりコスト面がすごく大きいです。私、今回これを言うてるのは、一番まあ言うても安いからですね。50万円、100万円のできるようなセキュリティーシステムなんて存在しないですから。もちろん課長のおっしゃるように、持ち出さないのがそら一番いいです。それができるなら、じゃあやってく下さいってなりますからね。

ですからここはね、いままで日本全国の役場でこういうふうなことをやってきたから、いまここでもこういうふうになるわけです。でも時代は変わってきて、実際保護者の方からも苦情が出てるわけです。じゃあ具体的に何をやったのと言われてるわけです。特に保育園関係では、いまは保護者も詳しいですから、何もやってないの、啓発だけってなりますよね。そういう声を聞いてしまうと、私もこれ、もっとも、そうだと思いますし、かと言って、いままでグレーゾーンで来てる部分ですから、本当に難しい話やと思うんです。しかしなが

ら、やっぱり少しずつでも手をつけていかないと時代に乗り遅れると思います。よくね、啓発活動、啓発活動って言いますけど、私としてはね、啓発活動、正直しんどいと思います。だって、ほとんどがあれでしょ、臨時職員です。今回事件が起きてしまったのも、もともとと言えば正式職員ですよ。てなってくれば、この平群では多い、60%、70%が、こういう保育園、幼稚園ではもっとですか、臨時職員ですよ。臨時職員をどこまで教育できるんかっていう、正直限界があります。これも専門的な知識のある方に聞いたんですけども、かなり難しい。そういうことがあります。

では、まずですね、啓発活動については限界があるんですけど、その件で、対策チームをまず、きちんとした対策チームですね。いま副町長さんがやっておられるチームはあると思いますけど、具体的に進んでるかどうか、ちょっと私にも見えておりません。ですから、こういうことも踏まえてやっていただけるのかということですね。仮の措置もするかどうか、この辺よろしくお願ひします。

○議長

15時50分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 3時35分)

再 開 (午後 3時50分)

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

井戸君。

○1番

いままでの答弁からして、副町長を初めとして、このセキュリティーのチーム、委員会はでき上がってるということで、ぜひともこれからもセキュリティーについては本当に真摯に、リスクを背負うというのは利用者の住民の方ですので、ぜひともお願ひしたい。そのためには、できる限り、これはすぐにはできないでしょうけれども、明らかにわかっている部分はパソコンですので、とりあえずパソコンを増やしていただきたい。その件お願ひします。

○議長

はい、副町長。

○副町長

貴重なお時間をいただきまして申しわけございませんでした。情報セキュリティについては、確かに町として全ての職員にですね、啓発という形ではやっておるんですが、最終的に何らかの形で漏えいしてしまうというのが今回の保育園での事故でもございました。勤務実態としてですね、じゃあどうなのかというところもあるかもしれません。基本的に私ども、先ほどから何度も申し上げてますように、基本的には職場から持ち出さないというようなことを大原則にもしております。ただ、井戸議員がおっしゃるような、例えば写真であるとか、そういうものについて本当に徹底できてるのかということについては、私ども、管理上の中でそれを扱えるソフトがあるのかどうかということについては、申しわけございませんが調査としては徹底できておりません。ですので、いかなる場合でもですね、そういうことのないように暗号化をしていくと。持ち出すにしても所属長の了解を得て暗号化して、紛失した場合でも盗難に遭った場合でも第三者が見られないような状況にしておくということは、非常に私ども、その点については理解もしますし、しなければいけないというふうに思っております。ですので、技術的な話、運用的な話も含めてですね、現場ともしっかり話をしながら、今後とも、パソコンの増設ですか、それも一つ大きな要因にもなってることだというふうに受けとめてもございませぬので、内部でしっかりと議論していきたいと思っておりますので、そういう点で御理解の程よろしくお願い申し上げます。

○議 長

井戸君。

○1 番

ぜひともよろしく申し上げます。一つお願いしたいのは、本当に規制っていうこういう状況はあるんですけども、あくまでも現場の先生方が仕事がやりやすいような環境をぜひつくっていただきたいと思っております。この件は結構です。次申し上げます。

○議 長

はい、教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは2点目、新こども園の駐車場を増やしてはっていう御質問にお答えさせていただきます。

ゆめさとこども園の駐車場は、敷地内に8台、近接地に保護者の送迎専用の駐車場として約30から35台程度のものを設置する予定をしております。南保育園やはなさと保育園、平群幼稚園の駐車場における1台当たりの平均駐車

時間や最大駐車台数を考慮しますと、一番混雑すると考えられます8時半から9時ごろまでの30分間に約100台の駐車が可能というふうに考えております。もちろん、これはあくまで理論上のことでもあり、議員の御提案を否定するものではございませんが、現在行っております時差登園・降園の設定を引き続き行うことにより、混雑の緩和等の対策を講じることで、大きな混雑は避けられるものというふうに考えております。

○議長

井戸君。

○1番

いまの、もう一度、100台っていうのの確保について、ちょっともう一度詳しく。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

これはあくまで理論上のことでもあるんですけども、例えば8時半から9時までの30分間に、駐車時間が大体、送迎ですんで5分から10分ぐらいで入れかわりになります。それで、30分間の中で、三、四十台の駐車場があれば約100台程度の駐車が延べで可能というふうに考えておると、そういうことでございます。

○議長

井戸君。

○1番

いま、登園時について8時半から9時ということなんですけども、私もいろいろ利用者の方から話を聞いておりました、私も最初は登園時、一気に来るから大変だろうなというのを思っていたのですが、保護者の方から「降園時が大変だから一遍見にきて」って言われまして、行ってみたんですけども、日によりますが、基本的には大変待つ方が多いわけですね。現在の幼稚園の送迎の駐車場の実際の数と、どういう経緯で平群幼稚園の送迎の駐車場がいまの数になったのかを少し説明していただければでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

いま現在、平群幼稚園の駐車場として利用させてもらってるスペースは約90台程度あるんですけども、これはあくまで暫定的なものでありまして、本来幼稚園の駐車場として敷地内にあるのは14台程度の分しかありません。ただ、

これは駅周辺整備事業との絡みで暫定的に便宜供与をいただいて、90台程度とめられる、そういうスペースを確保できてるといふような状況になっているといふようなこととございます。

それから、降園時がやはり心配っていうのは、これは我々も懸念もしてるところなんですけども、いま現在も平群幼稚園のほうでも時差降園をしています。それをやっぱり継続してやっていくといふようなこととかいうことで、先日もPTAとの懇談の中でもそういう話があって、限られた駐車場を有効に活用していくために、PTAとしてもルール化の協議に入って一緒になってやっていきましょといふような話をしておるようなところですよ。

○議長

井戸君。

○1番

私があくまでも口コミで聞いた情報ですので、ちょっといまから言うことは正しいのかわからないので確認したいのですが、まず園の横、線路の西側に、舗装している道路が19台、舗装してない未舗装のところは16、11、合わせて46台、園に隣接してると思ふんですけども、それで、46台では保護者同士のトラブルがあり、いま、線路を隔てた向こう側、線路の東側に町の土地があったのでそこを使うようになって、それで合計90台になったといふのを聞いたんですけども、これは事実でしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

線路の東側っていうのは、もともと土地開発公社の保有地やったところなんですけども、これは臨時的に何か必要なときに使わせてもらえないかっていふようなことが当時ありまして、使ってもらって結構ですよと、遊休地でありましたんでっていふような話で使わせてもらった経過がございます。西側のほうにつきましては、先ほど申し上げました駅周辺事業の絡みで便宜を図っていただいたといふようなことです。

○議長

井戸君。

○1番

それ、46台でトラブルになったという話はまだ教育委員会の耳には、耳と聞きますか、届いてないということですかね。それだけちょっとお願いします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

現行ってというのは、非常に幼稚園のその駐車スペースにはかなり一般的に見ても広い、135人のいま園児ですんで、その園児に対して約90台ぐらいのスペースがありますんで、十分確保できてるといふうには思ってます。事故があつたりトラブルがあつたりってというのは我々のほうには届いておりません。小さなトラブル等は絶対なかったのかどうかっていうのは、そこまでは点検できてないですけども、そういう状況です。

○議 長

井戸君。

○1 番

聞き方が申しわけなかったかもしれないですけど、当初46台だったのが、そういうトラブルがあつて90台、90台というか向こう側を使うようになったってことを私は聞いたので、そういうことを尋ねたかったわけです。

いろいろ話を聞いていますと、やはりトラブルが起こらない、そういうトラブルを踏まえて、けんか、けんかといひますか、あつたみたいで、学年ごとです、今回は年長さんが外に出ましようということになったようです。これはあくまでも口コミですので事実がどうかかわからないんですが、ただ、お母さん方に聞いてみますと、そういうやはり1学年50、60は最低必要じゃないのかなと。希望って言いますとね、やはり多いほうがいいって言ひますけども、トラブルにならないぎりぎりの範囲ってなってくると、やはり六、七十、まだ調査中ですけども、それぐらいの数が現に利用者さんはそう思っておられると感じております。そういうところなので、町の考えとしては降園時、特に今回35台で足りるともう見込んでおられるのでしょうか。それとも、できる限り何とか、やはり現状に合わせるのが必要ならば増やしていこうと考えておられるのでしょうか。その辺をお願いします。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

先ほど1回目に答弁させてもらいましたように、現時点ではいろいろ時差登園・降園の設定とか、PTAとの協議の中でいろいろルール化もしながらやっていくことで、現在その三十数台と園内の8台の駐車スペースでやっていけるというふうなことで、いまの時点で新たに駐車場を増やすっていうふうな計画予定はしておりません。

○議 長

井戸君。

○ 1 番

ちょっとこの件については私と見解が違うんですけども、その前に確認したいんですけど、20分、時差登園、時差降園を話し合ってるということなんですけれども、委員会等の説明では、ゆっくり午後休む子どもたちのために一斉降園という話も出たと思うんですが、その辺はお聞かせ願えますか。

○ 議 長

教育委員会総務課長。

○ 教育委員会総務課長

一斉降園っていうのは、そういうことは言った覚えはないんですけども、いま現在も幼稚園、降園のときも2時半と50分ですか、時差降園をしてもらってます。そういうことも含めてPTAの保護者の理解も得られるというふうには思ってますし、先ほど申し上げましたように、PTAの懇談の中でもそういうふう積極的におっしゃっていただけてますんで、ルールづくりをきちっとして、できるだけトラブルのないような駐車場運営管理をしてきたいと思ってます。

○ 議 長

井戸君。

○ 1 番

そういう努力はされてるということで、私としては心配やったのが、いまでも20分の時差降園でも46台でトラブルが起きたということなので、35台、普通に考えたら少ないのと、田舎、端っこに行くわけですから、いまの歩いてる方もどうしても車を使わなければいけないということで、私としては本当に駐車場を増やしていただきたいと思っております。実際に平群っていうのは土地の所有が本当に少なく、確保するのがまず大変っていうのは存じております。しかし何とか土地、余っていても困りませんので、少々離れていても未舗装であっても、であればそんなにお金もかからないですけども、スペースがあるっていうのは住民、利用者の方にはすごく大切といいますか、事故を防ぐ意味でも必要だと思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。もうこの件は結構でございます。

次お願いします。

○ 議 長

はい、税務課長。

○ 税務課長

それでは、大きな3点目の平群町の個人住民税は高くない、事実のPRをについて答弁させていただきます。

平群町の個人住民税は、地方税の規定により、均等割の税率は標準税率の年額5,000円、町民税は年額3,500円、県民税は年額1,500円に、平成18年から奈良県の県民税の超過課税分として、森林環境税といたしまして500円を加えた年額5,500円としております。所得割の税率は標準税率の一律10%、町民税は一律6%、県民税は4%の税率を現在適用しております。この税率につきましてはですね、全国的にも市町村民税は平群町と同様、同率の税率が適用されておりますので、全国ほぼ、ほぼですけども、幾らか超過税率も全国にございますが、99.9%ぐらいはこの全国で同じ標準税率を使っているということをございます。このことから、奈良県の場合は特に森林環境税の500円の超過税率がありますが、県内全ての市町村が同じ税率を使っているというのが現状であります。ただしですね、均等割の非課税の基準は自治体によって若干違いますので、それは非課税基準が違うということは現在ございますが、その差異は、平群町では所得が28万円をボーダーに非課税基準、それから奈良県内では奈良市、生駒市、橿原市、この3市が31万5,000円が非課税基準ということで、あとはもう28万円ということで同じございます。

そういうことからですね、本町といたしましては、直接ですね、私どものほうに平群町の個人住民税が高いということは現在聞いておらないのが実情であります。それを今回の一般質問を受けましてですね、私たちのほうも、これから確定申告の時期に入ってきますので、住民税の申告の案内に対しまして、町広報紙にも、平群町の税率は標準税率を使用してますということのPRと、また住民税の申告手引というのがございます。これは前回申告された方につきまして、1月の20日前後に住民税の申告用紙を送りますので、その申告用紙のところに、手引のところに、平群町の住民税の税率は標準税率を適用してるということも踏まえてPRもしていきたいなというふうに考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

井戸君。

○1番

ありがとうございます。本当にね、私も不思議でならないのですけれども、特に他の地域、大阪ですとか斑鳩、王寺から引っ越してきた方が、「平群は高い」って言うわけですね。なぜだかがわからないんですが、事実複数といますか、かなり聞いております。「高くないよ」って私が言ってもですね、やはり、「井戸君、もっと勉強しいな」って言われるわけですね。何か僕のほうの間違えるような感じぐらい、正直本当に不思議なんですけれども、まあそれは置いと

きまして、このずれっていうのは本当にもったいないといえますか、イメージアップするっていうのが本当に難しい中で、何かわけのわからないイメージダウンっていうのは本当にもったいない話ですし、住民の方も気持ち的に損をしているわけです。ですから、そういう税金の場ですごく説明されることはとてもいいと思います。また、広報とかに載せるなり、真面目に載せるのもどうかと思いますけれども、ちょっとずつでもね、そういう事実がありますよという形でお知らせする程度の形で載せていくだけでも、変にかしこまるのも不自然ですから、自然にこう皆さんが、あ、平群って普通なんだなって思えるような感じでぜひ広告して行ってほしいと思います。最後、じゃあ答弁お願いします。

○議長

税務課長。

○税務課長

PRにつきましてはですね、平群町の住民税は安いとか高いとかいうことで比べるものがなかなかございませんので、標準ベースを使用してきちっと税金を納めていただきたいということのPRも含めてしっかりとしていきたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

○議長

井戸君。

○1番

ぜひともお願いします。平群のイメージアップのためにお願いします。

では、これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長

それでは、井戸君の一般質問をこれで終わります。

あと4名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、あす改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。あすは9時から本会議を開き、一般質問を続行します。

本日はこれにて延会いたします。

(ブー)

延 会 (午後 4 時 1 1 分)